

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 8月18日

【会社名】 株式会社PKSHA Technology

【英訳名】 PKSHA Technology Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 上野山 勝也

【本店の所在の場所】 東京都文京区本郷二丁目35番10号 本郷瀬川ビル4F

【電話番号】 03-6801-6718(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長 吉岡 哲俊

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区本郷二丁目35番10号 本郷瀬川ビル4F

【電話番号】 03-6801-6718(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長 吉岡 哲俊

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 募集金額  
ブックビルディング方式による募集 3,692,379,600 円  
売出金額  
(オーバーアロットメントによる売出し)  
ブックビルディング方式による売出し 651,495,000円  
(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。  
なお、募集株式には、日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。詳細は、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」をご参照ください。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	2,570,400(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 平成29年8月18日開催の取締役会決議によっております。
2. 平成29年8月18日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行(以下「本募集」といいます。)の発行株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除きます。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といい、海外販売の対象となる株数を「海外販売株数」といいます。)されることがあります。  
上記発行数は、日本国内において販売(以下「国内募集」といいます。)される株数(以下「国内販売株数」といいます。)の上限であり、海外販売株数は、未定であります。国内販売株数及び海外販売株数は、本募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日(平成29年9月13日)に決定されますが、海外販売株数は本募集の発行株数の半数未満とします。なお、本募集の発行株数については、平成29年9月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。  
海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。
3. 本募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で、385,500株を上限として、S M B C日興証券株式会社が当社株主である上野山勝也(以下「貸株人」といいます。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
4. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」といいます。)に対し、上記発行数のうち、取得金額10億円に相当する株式数を上限として、人工知能技術分野における共同研究・開発契約締結先としての関係強化を目的に、トヨタ自動車株式会社を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。  
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。)であります。
5. 本募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【募集の方法】

平成29年9月13日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で国内募集を行います。引受価額は平成29年9月5日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいいます。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	2,570,400	3,692,379,600	1,998,228,960
計(総発行株式)	2,570,400	3,692,379,600	1,998,228,960

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成29年8月18日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成29年9月13日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。
6. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,690円)で算出した場合、国内募集における発行価格の総額(見込額)の上限は4,343,976,000円となります。

## 3 【募集の条件】

## (1) 【入札方式】

## 【入札による募集】

該当事項はありません。

## 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成29年9月14日(木) 至 平成29年9月20日(水)	未定 (注) 4	平成29年9月21日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成29年9月5日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況等、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年9月13日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年9月5日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成29年9月13日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、平成29年9月13日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年9月22日(金)(以下「上場(売買開始)日」といいます。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成29年9月6日から平成29年9月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

## 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

## 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 小石川支店	東京都文京区小石川一丁目15番17号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

## 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
計		2,570,400	

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成29年9月5日に決定する予定であります。  
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年9月13日)に元引受契約を締結する予定であります。  
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,996,457,920	23,500,000	3,972,957,920

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,690円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額3,972,957千円については、海外販売の手取概算額(未定)と合わせて、以下に充当する予定であります。

アルゴリズムモジュール( 1)及びアルゴリズムソフトウェア( 2)の技術開発、アルゴリズムの精度向上、機能拡充等を目的とした研究開発投資及びソフトウェアの開発投資に係る資金として1,504,403千円(平成30年9月期：349,255千円、平成31年9月期：512,870千円、平成32年9月期：642,276千円)

今後の事業規模拡大のための優秀な人材の確保等を目的とした採用教育費並びにエンジニア及び外部エンジニアの人件費等として812,280千円(平成30年9月期：206,760千円、平成31年9月期：268,097千円、平成32年9月期：337,423千円)

顧客企業数等の増加に伴う通信トラフィック増加やアルゴリズムモジュール及びアルゴリズムソフトウェアの技術開発、アルゴリズムの精度向上、機能拡充に対応するため、外部サーバ費用及び内部サーバ費用等として1,029,599千円(平成30年9月期：301,770千円、平成31年9月期：727,828千円)

当社サービスの知名度及び認知度向上のための広告宣伝費として50,000千円(平成30年9月期：10,000千円、平成31年9月期：20,000千円、平成32年9月期：20,000千円)

なお、残額は、平成32年9月期の外部サーバ費用及び内部サーバ費用の一部に充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- ( 1)アルゴリズムモジュール：「アルゴリズム」とは、コンピューター上における課題解決の手順・解き方をいい、「モジュール」とは、汎用性の高い複数のプログラムを再利用可能な形でひとまとまりにしたものであり、ソフトウェアを構成する個々の構成要素(機能ごとのプログラムのまとまり)。当社において「アルゴリズムモジュール」とは、アルゴリズムを再利用可能な形でプログラムとしてひとまとまりにしたものと定義しております。
- ( 2)アルゴリズムソフトウェア：アルゴリズムモジュールを用いて構築されたソフトウェアを指します。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称	
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	385,500	651,495,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)		385,500	651,495,000	

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6に記載の振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,690円)で算出した見込額であります。

## 2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

## (1) 【入札方式】

## 【入札による売出し】

該当事項はありません。

## 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1	自 平成29年 9月14日(木) 至 平成29年 9月20日(水)	100	未定 (注) 1	S M B C 日興証券株式会 社の本店及び全国各支店		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、国内募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成29年9月13日)に決定する予定であります。
3. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本募集の発行株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、海外販売されることがあります。以下は、かかる本募集における海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

#### (1) 株式の種類

当社普通株式

#### (2) 海外販売の発行数(海外販売株数)

未定

(注) 上記発行数は、海外販売株数であり、本募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日(平成29年9月13日)に決定されますが、海外販売株数は、本募集の発行株数の半数未満とします。

#### (3) 海外販売の発行価格(募集価格)

未定

(注) 1. 海外販売の発行価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。  
2. 海外販売の発行価格は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価格と同一といたします。

#### (4) 海外販売の発行価額(会社法上の払込金額)

未定

(注) 1. 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成29年9月13日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。  
2. 海外販売の発行価額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額と同一といたします。

#### (5) 海外販売の資本組入額

未定

(注) 海外販売の資本組入額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における資本組入額と同一といたします。

#### (6) 海外販売の発行価額の総額

未定

#### (7) 海外販売の資本組入額の総額

未定

(注) 海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出します。

#### (8) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。  
また、単元株式数は100株となっております。

## (9) 発行方法

下記(10)に記載の引受人が本募集の発行株式を買取引受けした上で、本募集の発行株式のうちの一部を当該引受人の関係会社等を通じて、海外販売します。

## (10) 引受人の名称

前記「第1 募集要項 4 株式の引受け」に記載の引受人

## (11) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除きます。)

## (12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

払込金額の総額 未定

発行諸費用の概算額 未定

差引手取概算額 未定

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」に記載のとおり

## (13) 海外販売の新規発行年月日(払込期日)

平成29年9月21日(木)

## (14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

### 3 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で、385,500株を上限として、本募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」といいます。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」といいます。)を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利(以下「グリーンシューオプション」といいます。)を、平成29年10月20日を行使期限として付与される予定であります。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から平成29年10月20日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成29年9月13日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からS M B C日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

#### 4 ロックアップについて

本募集に関し、貸株人である上野山勝也、当社株主かつ当社役員である山田尚史及び佐藤裕介並びに当社株主であるNKリレーションズ合同会社及び株式会社LUCE Capitalは、SMBC日興証券株式会社(主幹事会社)に対して、本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成30年3月20日までの期間(以下「ロックアップ期間」といいます。)中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主であり未来創生投資事業有限責任組合が委託した信託財産である株式会社SMBC信託銀行信託口12100440における指図権者兼未来創生投資事業有限責任組合に係る投資一任業者であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社は、主幹事会社に対して、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、未来創生投資事業有限責任組合が委託した信託財産である株式会社SMBC信託銀行信託口12100440について、元引受契約締結日に当該信託口として所有する発行会社の普通株式を株式会社SMBC信託銀行に譲渡又は売却を行なわせる旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除きます。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

### 第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社の社章  を記載いたします。

(2) 表紙の次に「1 事業の概況」～「3 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

## 1 事業の概況

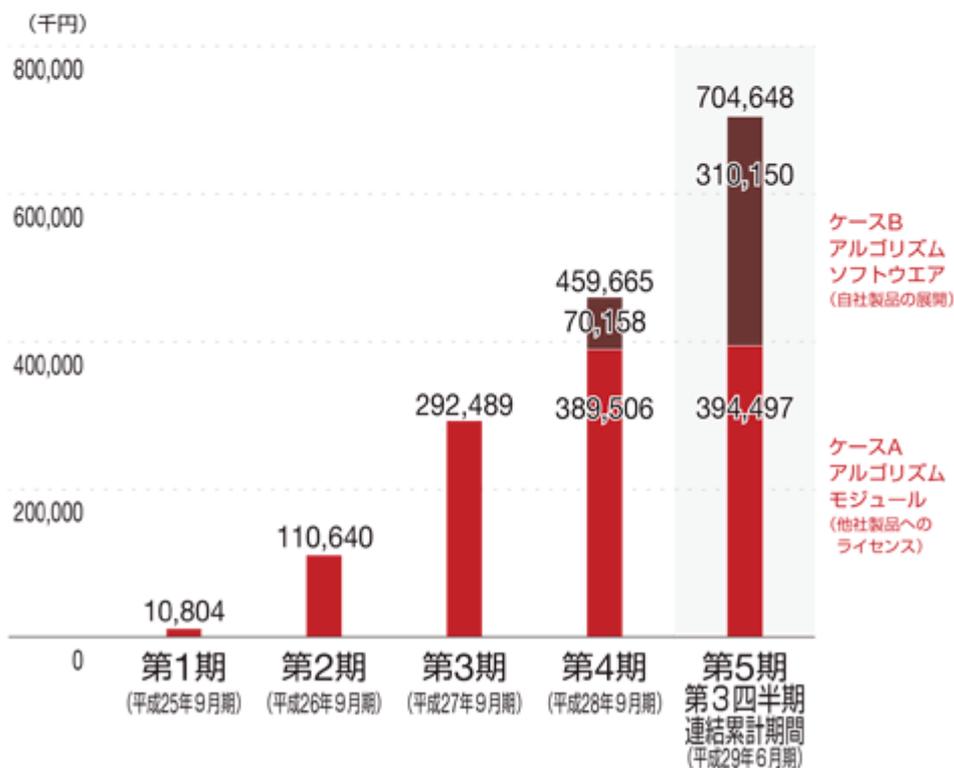
当社グループは、当社及び連結子会社である株式会社BEDOREの計2社で構成されております。当社グループでは、「未来のソフトウェアを形にする」をコーポレートミッションに掲げ、社内で開発したアルゴリズムモジュール（後述 「2 アルゴリズムライセンス事業の内容 (1) 当社グループが提供するアルゴリズムモジュールのライセンス提供」をご参照ください）を用いたアルゴリズムライセンス事業を展開しております。

### <アルゴリズムライセンス事業の概要>

当社グループは技術分野としては、機械学習技術・自然言語処理技術・深層学習技術を中心にアルゴリズムモジュールを複数開発しております。アルゴリズムモジュールは、様々なソフトウェア及びハードウェア上に組み込まれ、動作いたします。当社グループは、それらの提供を通じて、顧客企業の業務の半自動化・自動化を通じた業務効率化、またはサービス・製品の付加価値の向上、サービス自体のモデル革新の実現を支援しております。

アルゴリズムモジュールの販売形態は2つあり、一つは、顧客企業が保有するソフトウェアもしくはハードウェアに組み込むケース（以下、ケースA）であります。もう一つは、自社のソフトウェアに組み込み、アルゴリズムソフトウェアとして販売するケース（以下、ケースB）であります。なお、収益構造は、ケースA、ケースBの場合でも同様に、初期設定時に受領するイニシャルフィーと、設定後月額で受領するライセンスフィーの2つから構成されております。

### ■売上高

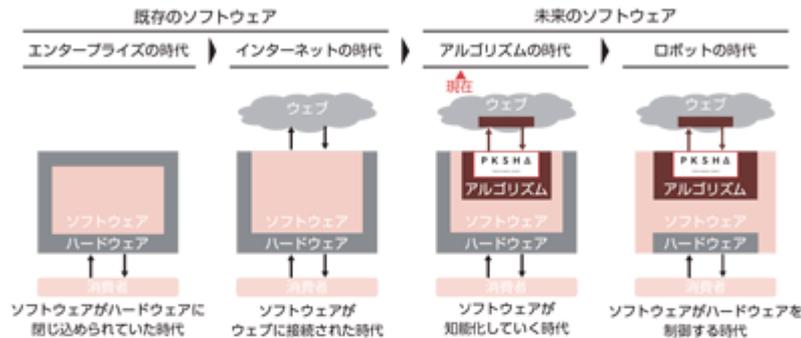


## コーポレートミッション：未来のソフトウェアを形にする

当社は、平成24年に機械学習技術の研究分野で起こった技術革新すなわち「深層学習技術」の登場を機に、設立いたしました。

機械学習技術・自然言語処理技術・深層学習技術のアルゴリズムにより、各種ソフトウェア・ハードウェアを智能化していく、つまり未来のソフトウェア（アルゴリズム）を形にすることをコーポレートミッションとして、事業を展開しております。

平成29年現在、様々なデバイスから収集されるデータがアルゴリズムによって学習され、アルゴリズムの品質・精度が急速に高まりソフトウェアは智能化し始めています。中長期的には、大部分のソフトウェアに機械学習・深層学習ベースのアルゴリズムが組み込まれていくと考えております。

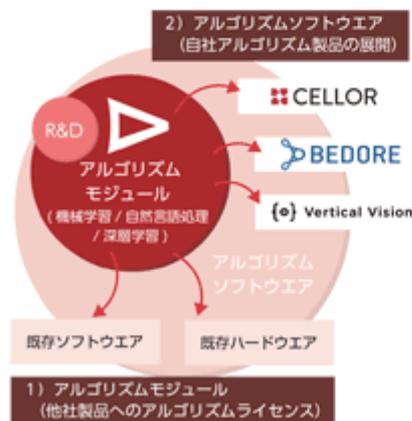


## 事業モデル：アルゴリズムライセンス事業

当社は、自社で構築した機械学習技術・自然言語処理技術・深層学習技術分野のアルゴリズム中心にアルゴリズムライセンス事業を「1）アルゴリズムモジュール」と「2）アルゴリズムソフトウェア」の2つの販売形態で展開しております。

- 1) アルゴリズムモジュールを顧客企業のソフトウェア・ハードウェアに組み込むライセンス事業です。アルゴリズムモジュールにより、顧客企業の業務の半自動化・自動化を通じた業務効率化、またはサービス・製品の付加価値の向上、サービス自体のモデル革新の実現を支援しております。
- 2) アルゴリズムモジュールを組み合わせることで、ニーズの高い領域に自社ソフトウェアを構築し、販売しております。

### 事業モデル



### 自社製品例（アルゴリズムソフトウェア）

#### CELLOR

- ・サービス名：CELLOR（セラー）
- － 顧客情報等のデータ分析を自動化 / 半自動化する事により、データ分析のコストを削減した上で、優良顧客の離反防止・新規顧客の定着を促進

#### BEDORE

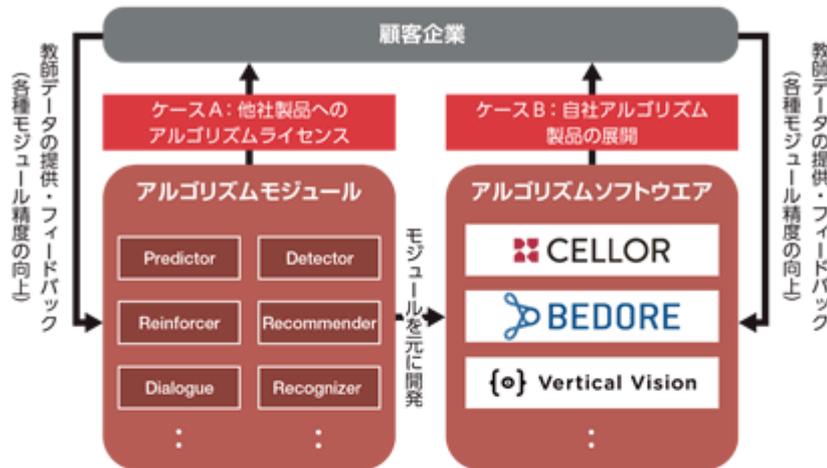
- ・サービス名：BEDORE（ベドア）
- － これまで人手で行われていた接客・コールセンター・FAQ対応の自動化 / 半自動化を実現

#### {o} Vertical Vision

- ・サービス名：PKSHA Vertical Vision（パークシャパーティカルビジョン）
- － 様々なイメージング機器と連携して動作し、物体検知や物体認識を実現することでイメージング機器のサービス品質を高め、サービスモデルの変革を支援

## 2 アルゴリズムライセンス事業の内容

### アルゴリズムモジュールの内容と販売形態



#### (1) 当社グループが提供するアルゴリズムモジュールのライセンス提供

当社グループは技術分野としては、機械学習技術・自然言語処理技術・深層学習技術を中心にアルゴリズムモジュールを複数開発しております。当社の主なアルゴリズムモジュールは以下のとおりであります。

モジュール名	機能	利用用途（例）
テキスト理解モジュール <Dialogue_1>	テキストデータの意味理解 例：テキスト内容を理解、テキストを分類・類型化	社内文書からの特定文書の抽出 コールセンターログの分析・見える化
対話モジュール <Dialogue_2>	自然言語処理技術での対話・応答の制御 例：最適な対話シナリオを選択、音声認識への拡張も可能	チャット上の自動対話 ロボットとの自動対話
画像/映像解析モジュール <Recognizer>	画像・映像データ内の物体認識 例：カメラ等のイメージングデバイスの知能化技術	店頭カメラの自動認識機能
推薦モジュール <Recommender>	レコメンデーションによる情報出しわけ 例：ユーザーの好みに合わせてコンテンツを推薦	ECサイト上の商品推薦 ウェブサイト上の情報推薦
予測モジュール <Predictor>	時系列情報に対して未来予測を行う 例：過去の行動履歴からの行動予測	ECサイトのユーザーの購買予測 金融機関での与信スコアの構築
異常検知モジュール <Detector>	異常値の検知 例：機器の故障検知、不適切コンテンツの検知	工場の検品処理の自動化・半自動化
強化学習モジュール <Reinforcer>	行動履歴から学習を行う 例：行動履歴を解析し行動を選択する	顧客シナリオの自動・半自動選択 行動選択の自動・半自動化

アルゴリズムモジュールの利用ケースA、つまり、アルゴリズムモジュールを顧客企業のソフトウェアまたはハードウェアに組み込みご利用いただくケースにおいては、初期設定を行った後、当社グループのアルゴリズムモジュールの利用が開始され、業務の一部に組み込まれることとなります。本ケースにおいて当社グループのアルゴリズムモジュールを利用する顧客企業は、金融、電力、広告、小売、医療、製造、セキュリティなど多岐に渡っております。

## (2) 当社グループが提供するアルゴリズムソフトウェアの販売

### ① CELLOR

「CELLOR(セラー)」は、機械学習技術を用いたCRMソリューションです。小売業やサービス業など、優良顧客の離反防止や新規顧客のロイヤル化を目的としたCRMソリューションを提供しております。データ分析に多くの時間やコストをかけていたものについて、自動化または半自動化することによりデータ分析の時間やコストが削減できるのみならず、分析結果を基に、ユーザーに広告等を配信することにより優良顧客の離反防止や新規顧客のロイヤル化を行っております。

利用用途としては、モバイルアプリを用いたデータ分析の自動化、また分析結果を用いたユーザーへの広告等の配信が挙げられます。

### ② Vertical Vision

「PKSHA Vertical Vision(パークシャ パーティカル ビジョン)」は、業界や用途の特化型(Vertical型)の深層学習技術を用いた画像・動画の識別エンジンであり、企業向けに販売を行っております。今後、様々な業界・領域にカメラを中心としたイメージング機器が普及していくと想定されていますが、それらの様々なイメージング機器と連携して動作し、物体検知や物体認識を実現することでイメージング機器のサービス品質を高め、サービスモデルの変革を支援します。なお、業界や用途を特化することにより、汎用型の画像・動画の識別エンジンに比べて、特定の業界や用途において、高い画像・動画の識別精度の実現を目指しております。

利用用途としては、店頭カメラの自動認識機能等の知能化・自動化が挙げられます。

### ③ BEDORE

連結子会社である株式会社BEDOREにて提供している「BEDORE(ベドア)」は、チャット対応・FAQ対応の自動化ソリューションであります。当社グループが保有する業界固有表現辞書(日本語)と、システム構成を業界別に汎用的にすることで、これまで人手で行われていた接客・コールセンター・FAQ対応の自動化・半自動化を実現しております。

利用用途としては、コールセンター接客対応の自動化・半自動化等が挙げられます。

## 【一般的なアルゴリズムと機械学習アルゴリズムの違い】

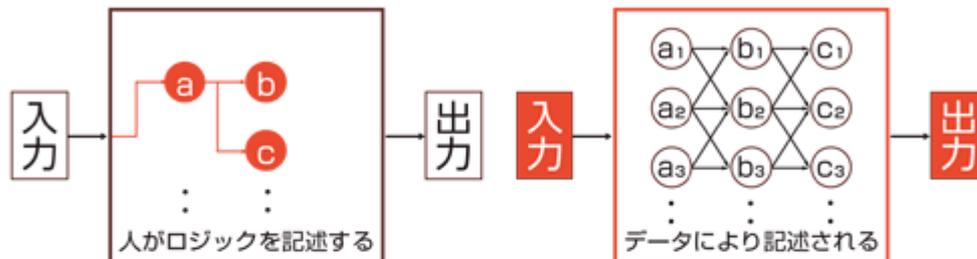
## 一般的なアルゴリズム

- ・ロジックを手手で構築
- ・どのようなロジックが最適かを人が工夫する

## 機械学習アルゴリズム

- ・入力と出力がセットのデータを学習させる
- ・データにより変数の値が最適化・記述される

※図式はニューラルネットワークの例



このように、機械学習技術とは、ソフトウェア技術者により一行一行全て記述される一般的なアルゴリズムとは異なり、データを集め、それを学習させることでパラメータ調整を行い、ソフトウェアを構築する技法になります。従って、よい機械学習アルゴリズムを開発するには、目的に沿ったデータを集めることが重要であり、また使えば使うほど（データが増加すればするほど）精度が向上していくという好循環構造を持ちます。当社グループはこの技術特性を正しく理解し、事業成長に効率的につながる事業展開の戦略・戦術を採用していくことを目指しています。

また、自然言語処理技術とは、人間が日常的に使っている自然言語をコンピューターに処理させる一連の技術を指しますが、当社グループでは特に、機械学習技術を用いたアプローチを採用しており、自然言語を対象に機械学習技術を用いたアルゴリズムを事業対象としております。また、深層学習技術とは、機械学習技術の一分野であり多層のニューラルネットワークを用いた機械学習手法であり様々な分野でのアルゴリズムの精度が向上し、多様な分野で活用が進んでいます。この領域も当社グループは重要な技術領域と捉え技術開発・研究開発を進めています。

当社グループは、既存のソフトウェアの大部分は、長い目で見るとこのような手法により構築されるアルゴリズムソフトウェアに置き換わっていくと考えており、研究開発と市場ニーズとのタイミングがあった業界での社会実装を加速しています。また、市場拡大や人口減少に伴い各業界の就業人口が不足するタイミングや業界動向、業界ニーズに合わせて柔軟に対応し、アルゴリズムソフトウェアを市場投入していく方針であります。

### (3) アルゴリズムライセンス事業の特徴

当社グループのアルゴリズムライセンス事業の主な特徴としては、以下のとおりです。

#### ① パートナーシップ戦略：業界のリーディングカンパニーとの事業提携

当社グループが提供するアルゴリズムソフトウェアは、データを繰り返し学習しながらより自ら精度を高めていくソフトウェアであります。業界最大規模の教師データを持つ業界のリーディングカンパニーとの連携により、当該業界におけるソフトウェアを開発しております。それらの研究開発の中から、汎用性のある技術やノウハウをモジュール化し、ソフトウェアを開発し提供することに当社グループの強みがあり、当社グループの特徴があります。

#### ② アルゴリズムソフトウェアならではの高い継続率

アルゴリズムソフトウェアはユーザーが使うとデータがアルゴリズムにフィードバックされ、アルゴリズムの精度が向上するという特徴を持ちます。その好循環のデータの流りがプロダクトの品質を高めるため、一般的なソフトウェアに比べ、高い継続利用率を維持することが可能となっております。

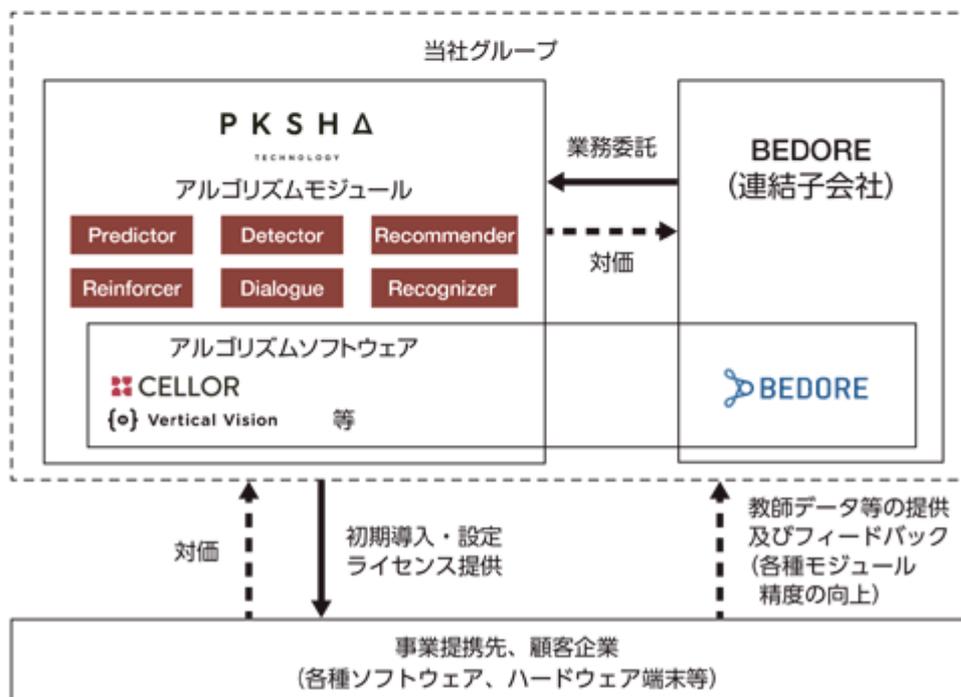
#### ③ エンジニア・研究者の獲得・育成

機械学習技術/深層学習技術領域のアルゴリズム構築技術を有するアルゴリズムエンジニアや、莫大なトラフィックを捌くことができるソフトウェアエンジニアは、国内において多くないと考えております。当社グループの事業においては、エンジニア・研究者コミュニティへのアクセスをもとに、大多数（本書提出日現在、設立時から累計で74.3%）を社員紹介によるリファラル採用での採用を実現しております。また、エンジニアの働きやすい、また働きたい環境を整えることを通じて、エンジニアの獲得・育成を行っております。

#### ④ 組織構造等

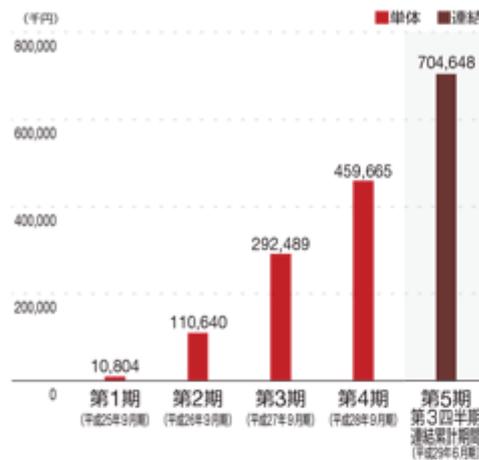
当社グループは、前述の通り、業界が持つニーズに対し、アルゴリズムを用いた自動化や高品質化が実現できる領域に対しての解決方法を各アルゴリズムモジュールの機能を「組み合わせる」ことで、効果的・効率的に実現することを目指しておりますが、それらを実現していく上でのアルゴリズムモジュール群を保有していること及びエンジニア中心の組織構造を構築している点（本書提出日現在、全従業員に占めるエンジニアの割合は90.3%）が当社事業の独自性であると認識しております。

<事業系統図>

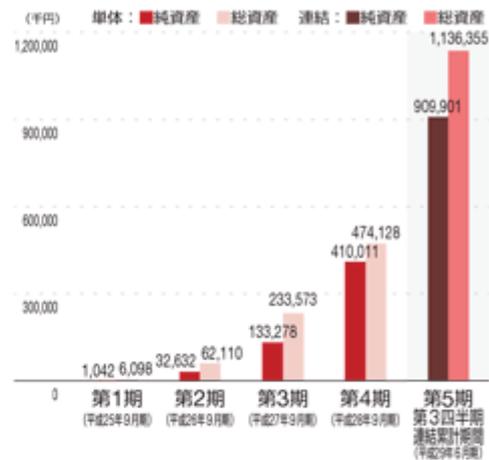


### 3 業績等の推移

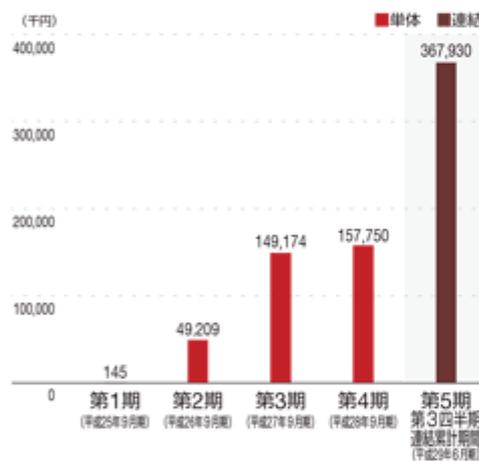
#### 売上高



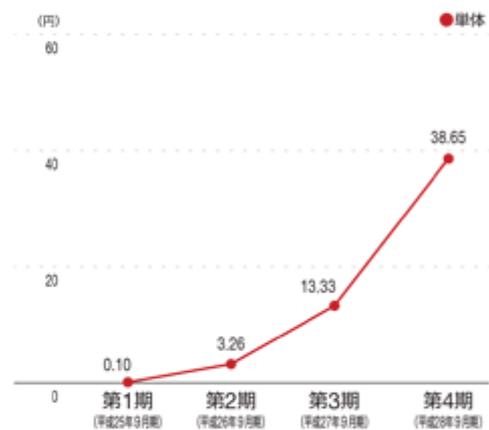
#### 純資産額／総資産額



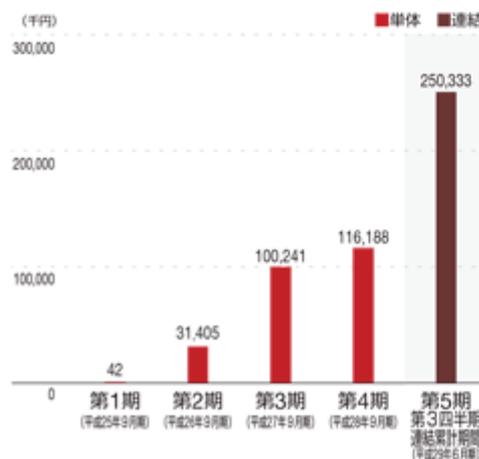
#### 経常利益



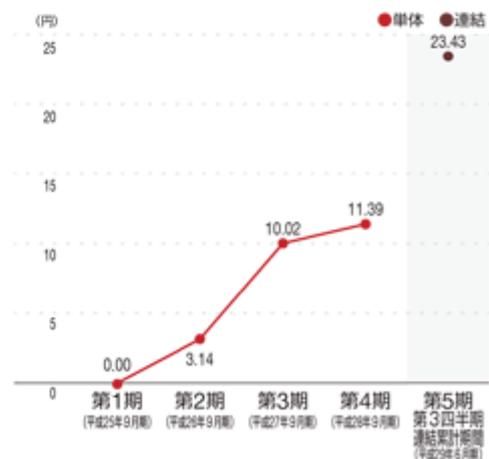
#### 1株当たり純資産額



#### 当期（親会社株主に帰属する四半期）純利益



#### 1株当たり当期（四半期）純利益金額



注. 当社は、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

## 第二部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
売上高 (千円)	10,804	110,640	292,489	459,665
経常利益 (千円)	145	49,209	149,174	157,750
当期純利益 (千円)	42	31,405	100,241	116,188
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)				
資本金 (千円)	1,000	1,000	1,000	80,050
発行済株式総数 (株)	10,000	10,000	10,000	10,527
純資産額 (千円)	1,042	32,632	133,278	410,011
総資産額 (千円)	6,098	62,110	233,573	474,128
1株当たり純資産額 (円)	104.20	3,263.25	13.33	38.65
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純利益金額 (円)	4.20	3,140.51	10.02	11.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)				
自己資本比率 (%)	17.09	52.54	57.06	85.82
自己資本利益率 (%)	4.12	186.52	120.84	43.02
株価収益率 (倍)				
配当性向 (%)				
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			127,462	35,278
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			31,542	33,872
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)				161,202
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)			127,497	290,106
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	[ ]	3 [ ]	8 [ ]	19 [ ]

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
5. 第1期及び第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第3期及び第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
6. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 主要な経営指標等のうち、第1期及び第2期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
8. 前事業年度(第3期)及び当事業年度(第4期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第1期及び第2期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 第1期及び第2期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 第3期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第4号平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。当社は平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第1期、第2期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査はを受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
1株当たり純資産額 (円)	0.10	3.26	13.33	38.65
1株当たり当期純利益金額 (円)	0.00	3.14	10.02	11.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)				
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )

## 2 【沿革】

当社代表取締役 上野山勝也は、当社設立以前は大学にて機械学習技術の応用研究に従事しておりましたが、平成24年に機械学習技術の研究分野で起こった技術革新(注1)をきっかけに、当社を設立いたしました。当社は社内で開発したアルゴリズムモジュール(注2)を様々なソフトウェアとハードウェア機器に組み込み、それらを利用するユーザーの体験を新しくするアルゴリズムソリューションを展開しております。

設立以降の当社に係る経緯は、以下のとおりであります。

年月	概要
平成24年10月	東京都新宿区に機械学習技術を用いたデータ解析事業を事業目的とした、株式会社AppResearch(資本金1,000千円)を設立
平成25年2月	アルゴリズムモジュール「予測モジュール<Predictor>」を開発
平成25年6月	本店所在地を東京都文京区本郷七丁目「東京大学産学連携プラザ」に移転
平成25年11月	アルゴリズムモジュール「強化学習モジュール<Reinforcer>」を開発
平成26年2月	本店所在地を東京都文京区本郷七丁目「東京大学アントレプレナープラザ」に移転
平成26年3月	アルゴリズムモジュール「推薦モジュール<Recommender>」を開発
平成26年8月	「株式会社AppResearch」から「株式会社PKSHA Technology」に商号変更
平成26年12月	アルゴリズムモジュール「異常検知モジュール<Detector>」を開発
平成26年12月	アルゴリズムモジュール「テキスト理解モジュール<Dialogue_1>」を開発
平成27年3月	アルゴリズムモジュール「画像/映像解析モジュール<Recognizer>」を開発
平成27年10月	アルゴリズムモジュール「対話モジュール<Dialogue_2>」を開発
平成27年10月	CRM 領域のアルゴリズムソフトウェア(注3)「CELLOR(セラー)」をリリース
平成28年10月	カスタマーサポート領域のアルゴリズムソフトウェア「BEDORE(ベドア)」をリリース
平成28年10月	BEDORE事業(自然言語処理技術を用いたカスタマーサポートソリューション)を会社分割により子会社化。東京都文京区本郷二丁目に株式会社BEDORE設立(現・連結子会社)
平成28年12月	動画認識領域のアルゴリズムソフトウェア「PKSHA Vertical Vision(パークシャヴァーティカルビジョン)」をリリース
平成28年12月	業務拡張のため、本社を東京都文京区本郷二丁目「本郷瀬川ビル」に移転

(注1) 平成24年に機械学習技術の研究分野で起こった技術革新とは、「深層学習技術」と呼ばれる機械学習技術の手法の登場により、コンピューターが外的環境の認識性能を飛躍的に高めたことを指します。当初、画像認識・音声認識領域に始まり、現在は様々な人工知能研究の領域に応用され研究が加速しております。

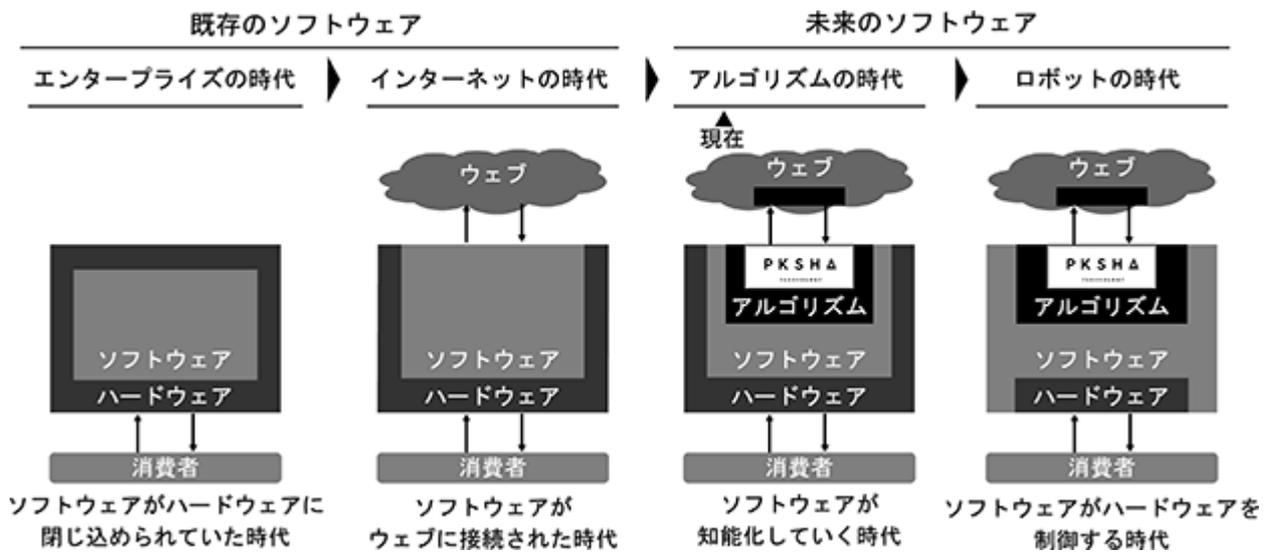
(注2) 「アルゴリズム」とは、コンピューター上における課題解決の手順・解き方をいい、「モジュール」とは、汎用性の高い複数のプログラムを再利用可能な形でひとまとまりにしたものであり、ソフトウェアを構成する個々の構成要素(機能ごとのプログラムのまとまり)をいいます。当社において「アルゴリズムモジュール」とは、アルゴリズムを再利用可能な形でプログラムとしてひとまとまりにしたものと定義しております。

(注3) アルゴリズムモジュールを用いて構築されたソフトウェアを指します。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社である株式会社BEDOREの計2社で構成されております。当社グループでは、「未来のソフトウェアを形にする」をコーポレートミッションに掲げ、社内で開発したアルゴリズムモジュール(後述「(1)当社グループが提供するアルゴリズムモジュールについて」をご参照ください)を用いたアルゴリズムライセンス事業を展開しております。

当社は、下記の4つのステップでデジタル技術が社会に普及していくと考えており、知的な処理を行う未来のソフトウェアが社会に普及していくと考えております。技術的には、平成24年の機械学習技術の研究分野で起こった技術革新すなわち「深層学習技術」の登場を機に、インターネットに接続されたソフトウェアが、アルゴリズムに置き換わりはじめており、ソフトウェアが以前よりも知的な処理を行うようになってきていると考えております。平成29年現在はアルゴリズムの時代の黎明期にあると考えており、今後、より知的な処理を行うソフトウェアが増加し社会に普及していくと考えております。



また、社会的背景からも、アルゴリズムを用いたソフトウェアのニーズが高まっていると考えております。

第一に、国内においては、人口が減少しており2030年には1.16億人、2055年には0.8億人まで減少すると予想されております(出所：総務省統計局「日本の統計2017 人口の推移将来人口」)。労働人口が減少するなか、人が行っている業務をソフトウェアに置き換えることで、労働生産性を維持・向上させる社会的要請が高まっております。現在、日本の労働人口の約49%に、アルゴリズムを用いたソフトウェアによる代替可能性があると言われており(出所：野村総合研究所「ニュースリリース」平成27年12月)、アルゴリズムソフトウェアが活用される領域は中長期的に拡大し続けると考えております。

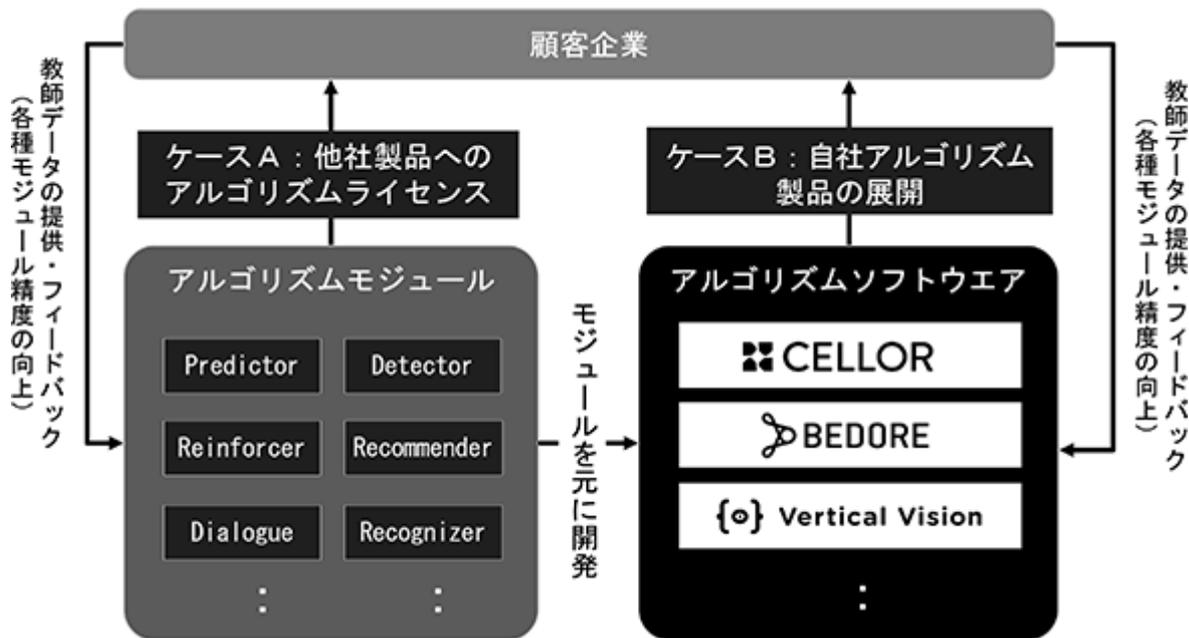
第二に、アルゴリズムが学習するデータ量も増加すると考えられ、国内のIoT市場売上規模は、2015年の約6.2兆円から、2020年には約13.8兆円に達すると予測されております(出所：IDC Japan 株式会社「国内IoT市場 テクノロジー別予測、2016年～2020年」)。様々なIoT端末から収集されるデータはアルゴリズムソフトウェアに入力され、アルゴリズムの品質は中長期に高まり続ける構造を持ち、社会のアルゴリズムソフトウェアの活用ニーズはより一層高まると考えております。

当社グループは、アルゴリズムライセンス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

## &lt;アルゴリズムライセンス事業の概要&gt;

当社グループは技術分野としては、機械学習技術・自然言語処理技術・深層学習技術を中心にアルゴリズムモジュールを複数開発しております。アルゴリズムモジュールは、様々なソフトウェア及びハードウェア上に組み込まれ、動作いたします。当社グループは、それらの提供を通じて、顧客企業の業務の半自動化・自動化を通じた業務効率化、またはサービス・製品の付加価値の向上、サービス自体のモデル革新の実現を支援しております。

アルゴリズムモジュールの販売形態は2つあり、一つは、顧客企業が保有するソフトウェアもしくはハードウェアに組み込むケース（以下、ケースA）であります。もう一つは、自社のソフトウェアに組み込み、アルゴリズムソフトウェアとして販売するケース（以下、ケースB）であります。なお、収益構造は、ケースA、ケースBの場合でも同様に、初期設定時に受領するイニシャルフィーと、設定後月額で受領するライセンスフィーの2つから構成されております。



2つの販売形態の売上構成は下記の通りであります。

構成	第3期		第4期		第5期 (第3四半期連結累計期間)	
	金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)	前年同期比 (%)
ケースA： アルゴリズムモジュール	292,489	264.4%	389,506	133.2%	394,497	-
ケースB： アルゴリズムソフトウェア	-	-	70,158	-	310,150	-
合計	292,489	264.4%	459,665	157.2%	704,648	-

当社は、第4期について四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っておりません。

## [アルゴリズムモジュールの内容と販売形態]

## (1) 当社グループが提供するアルゴリズムモジュールについて

当社グループは技術分野としては、機械学習技術・自然言語処理技術・深層学習技術を中心にアルゴリズムモジュールを複数開発しております。当社の主なアルゴリズムモジュールは以下のとおりであります。

アルゴリズムモジュール名	機能	利用用途(例)
テキスト理解モジュール <Dialogue_1>	テキストデータの意味理解 例: テキスト内容を理解、テキストを分類・類型化	社内文書からの特定文書の抽出 コールセンターログの分析・見える化
対話モジュール <Dialogue_2>	自然言語処理技術での対話・応答の制御 例: 最適な対話シナリオを選択、音声認識への拡張も可能	チャット上の自動対話 ロボットとの自動対話
画像/映像解析モジュール <Recognizer>	画像・映像データ内の物体認識 例: カメラ等のイメージングデバイスの知能化技術	店頭カメラの自動認識機能
推薦モジュール <Recommender>	レコメンデーションによる情報出しわけ 例: ユーザーの好みに合わせてコンテンツを推薦	ECサイト上の商品推薦 ウェブサイト上の情報推薦
予測モジュール <Predictor>	時系列情報に対して未来予測を行う 例: 過去の行動履歴からの行動予測	ECサイトのユーザーの購買予測 金融機関での与信スコアの構築
異常検知モジュール <Detector>	異常値の検知 例: 機器の故障検知、不適切コンテンツの検知	工場の検品処理の自動化・半自動化
強化学習モジュール <Reinforcer>	行動履歴から学習を行う 例: 行動履歴を解析し行動を選択する	顧客シナリオの自動・半自動選択 行動選択の自動・半自動化

アルゴリズムモジュールの利用ケースA、つまり、アルゴリズムモジュールを顧客企業のソフトウェアまたはハードウェアに組み込みご利用いただくケースにおいては、初期設定を行った後、当社グループのアルゴリズムモジュールの利用が開始され、業務の一部に組み込まれることとなります。本ケースにおいて当社グループのアルゴリズムモジュールを利用する顧客企業は、金融、電力、広告、小売、医療、製造、セキュリティなど多岐に渡っております。

## (2) 当社グループが提供するアルゴリズムソフトウェアについて

当社グループはアルゴリズムモジュールを活用した複数のアルゴリズムソフトウェアを開発しており、各業界に付加価値を創造するために、アルゴリズムソフトウェアの販売（ケースB）という形態でサービス提供を行っております。なお、当社グループの代表的なソフトウェアは次のとおりであります。

## CELLOR（セラー）

「CELLOR」は、機械学習技術を用いたCRMソリューションであります。小売業やサービス業など、優良顧客の離反防止や新規顧客のロイヤル化を目的としたCRMソリューションを提供しております。データ分析に多くの時間やコストをかけていたものについて、自動化または半自動化することによりデータ分析の時間やコストが削減できるのみならず、分析結果を基に、ユーザーに広告等を配信することにより優良顧客の離反防止や新規顧客のロイヤル化を行っております。

## PKSHA Vertical Vision（パークシャヴァーティカルビジョン）

「PKSHA Vertical Vision」は、業界や用途の特化型（Vertical型）の深層学習技術を用いた画像・動画の識別エンジンであり、企業向けに販売を行っております。今後、様々な業界・領域にカメラを中心としたイメージング機器が普及していくと想定されておりますが、それらの様々なイメージング機器と連携して動作し、物体検知や物体認識を実現することでイメージング機器のサービス品質を高め、サービスモデルの変革を支援します。なお、業界や用途を特化することにより、汎用型の画像・動画の識別エンジンに比べて、特定の業界や用途において、高い画像・動画の識別精度の実現を目指しております。

## BEDORE（ベドア）

連結子会社である株式会社BEDOREにて提供している「BEDORE」は、チャット対応・FAQ対応の自動化ソリューションであります。当社グループが保有する業界固有表現辞書（日本語）と、システム構成を業界別に汎用的にすることで、これまで人手で行われていた接客・コールセンター・FAQ対応の自動化・半自動化を実現しております。

アルゴリズムソフトウェア名	内容	使用しているアルゴリズムモジュール	利用用途（例）
 CELLOR	機械学習技術を用いたCRMソリューション	推薦モジュール 強化学習モジュール	モバイルアプリを用いたデータ分析の自動化、また分析結果を用いたユーザーへの広告等の配信
 Vertical Vision	領域特化型の動画認識エンジン	画像/映像解析モジュール 異常検知モジュール	店頭カメラの自動認識機能等の知能化・自動化
 BEDORE	自然言語処理技術を用いた汎用型対話エンジン	対話モジュール テキスト理解モジュール 推薦モジュール	コールセンター接客対応の自動化・半自動化

このように、各業界が持つニーズに対し、アルゴリズムを用いた自動化や高品質化が実現できる領域に対しての解決方法を各アルゴリズムモジュールの機能を「組み合わせる」ことで、効果的・効率的に実現することを目指しております。

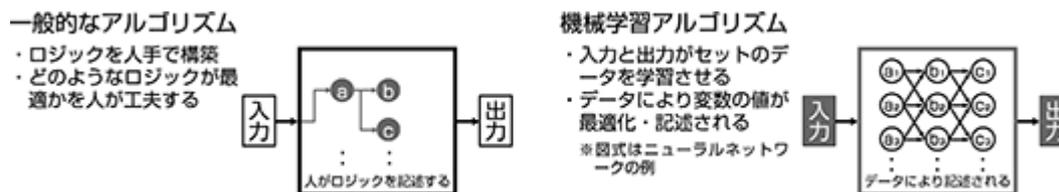
### (3) アルゴリズムライセンス事業の技術的な特徴

当社グループが開発しているアルゴリズムには主に機械学習技術が用いられており、当社の事業の特徴を説明するために機械学習技術の内容を以下のとおりご説明いたします。

機械学習技術とは、データを蓄積・活用しアルゴリズムの性能を向上させる技法のことであり、デジタルデータが急増している情報化社会において重要性が急速に高まっております。これまで、ソフトウェアはソフトウェア技術者が一行一行プログラミングを行うことにより作られるのが一般的でしたが、機械学習技術を用いると、データを活用して人が記述することが困難な複雑なソフトウェアプログラムをコンピューターにより自動的に記述することができます。

特に、画像認識、言語解析、音声認識などの人工知能技術分野のソフトウェアは、ソフトウェア技術者がプログラミングを行うことで地道に精度向上を図ってきた長い歴史がありますが、平成24年に機械学習技術の研究分野で起こった技術革新以降、ソフトウェア技術者はアルゴリズムの大枠のみを記述すればよく、後は大規模なデータをソフトウェアに入力し学習させることで多くの変数の値が最適化されていくことを通じ、アルゴリズムの大部分をコンピューターにより自動的に記述することが可能になりました。また、このような手法で構築されるアルゴリズムは、旧来的な手法で構築されていたアルゴリズムよりも大幅に精度向上することがわかっており、近年様々な領域で研究と産業応用が進んでおります。

#### [一般的なアルゴリズムと機械学習アルゴリズムの違い]



このように、機械学習技術とは、ソフトウェア技術者により一行一行全て記述される一般的なアルゴリズムとは異なり、データを集め、それを学習させることでパラメータ調整を行い、ソフトウェアを構築する技法になります。従って、よい機械学習アルゴリズムを開発するには、目的に沿ったデータを集めることが重要であり、また使えば使うほど（データが増加すればするほど）精度が向上していくという好循環構造を持ちます。当社グループはこの技術特性を正しく理解し、事業成長に効率的につながる事業展開の戦略・戦術を採用していくことを目指しております。

また、当社グループが開発しているアルゴリズムには自然言語処理技術や深層学習技術を用いたものもあります。自然言語処理技術とは、人間が日常的に使っている自然言語をコンピューターに処理させる一連の技術を指しますが、当社グループでは特に、機械学習技術を用いたアプローチを採用しており、自然言語を対象に機械学習技術を用いたアルゴリズムを事業対象としております。深層学習技術とは、機械学習技術の一分野であり多層のニューラルネットワークを用いた機械学習手法であり様々な分野でのアルゴリズムの精度が向上し、多様な分野で活用が進んでおります。この領域も当社グループは重要な技術領域と捉え技術開発・研究開発・製品化を進めております。

当社グループは、既存のソフトウェアの大部分は、長い目で見るとこのような手法により構築されるアルゴリズムソフトウェアに置き換わっていくと考えており、研究開発と市場ニーズとのタイミングがあった業界での社会実装を加速しております。また、市場拡大や人口減少に伴い各業界の就業人口が不足するタイミングや業界動向、業界ニーズに合わせて柔軟に対応し、アルゴリズムソフトウェアを市場投入していく方針であります。

## (4) アルゴリズムライセンス事業の特徴

当社グループのアルゴリズムライセンス事業の主な特徴としては、以下のとおりであります。

## パートナーシップ戦略：業界のリーディングカンパニーとの事業提携

当社グループが提供するアルゴリズムソフトウェアは、データを繰り返し学習しながらより自ら精度を高めていくソフトウェアであります。業界最大規模の教師データを持つ業界のリーディングカンパニーとの連携により、当該業界におけるソフトウェアを開発しております。それらの研究開発の中から、汎用性のある技術やノウハウをモジュール化し、ソフトウェアを開発し提供することに当社グループの強みがあり、当社グループの特徴があります。

## アルゴリズムソフトウェアならではの高い継続率

アルゴリズムソフトウェアはユーザーが使うとデータがアルゴリズムにフィードバックされ、アルゴリズムの精度が向上するという特徴を持ちます。その好循環のデータの流れがプロダクトの品質を高めるため、一般的なソフトウェアに比べ、高い継続利用率を維持することが可能となっております。

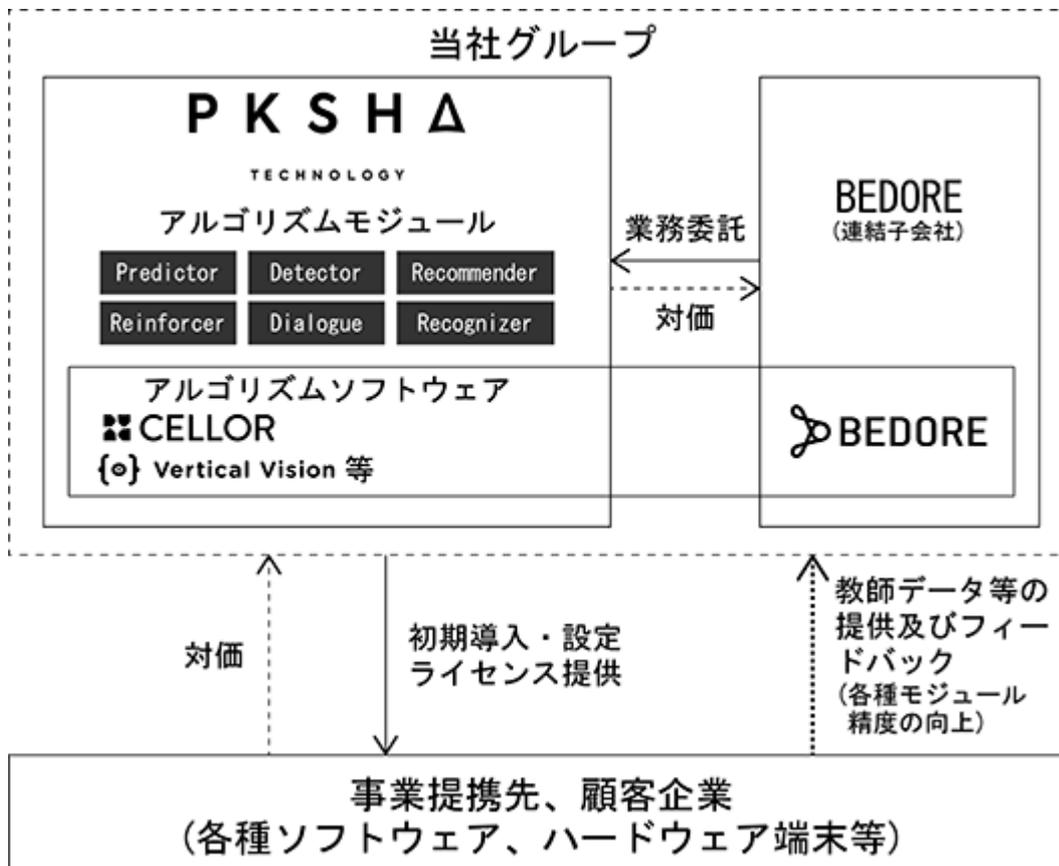
## エンジニア・研究者の獲得・育成

機械学習技術/深層学習技術領域のアルゴリズム構築技術を有するアルゴリズムエンジニアや、莫大なトラフィックを捌くことができるソフトウェアエンジニアは、国内において多くないと考えております。当社グループの事業においては、エンジニア・研究者コミュニティへのアクセスをもとに、大多数（本書提出日現在、設立時から累計で74.3%）を社員紹介によるリファラル採用を実現しております。また、エンジニアの働きやすい、また働きたい環境を整えることを通じて、エンジニアの獲得・育成を行っております。

## 組織構造等

当社グループは、前述の通り、業界が持つニーズに対し、アルゴリズムを用いた自動化や高品質化が実現できる領域に対しての解決方法を各アルゴリズムモジュールの機能を「組み合わせる」ことで、効果的・効率的に実現することを目指しておりますが、それらを実現していく上でのアルゴリズムモジュール群を保有していること及びエンジニア中心の組織構造を構築している点（本書提出日現在、全従業員に占めるエンジニアの割合は90.3%）が当社事業の独自性であると認識しております。

## &lt; 事業系統図 &gt;



## 用語解説

本項「3 事業の内容」において使用しております用語の定義について以下に記します。

用語	用語の定義
アルゴリズム	コンピューター上における問題を解くための手順・解き方
アルゴリズムソリューション	アルゴリズムを利用して企業における業務上のさまざまな問題点を解決すること
モジュール	汎用性の高い複数のプログラムを再利用可能な形でひとまとまりにしたもの
アルゴリズムモジュール	アルゴリズムを再利用可能な形でプログラムとしてひとまとまりにしたもの
アルゴリズムソフトウェア	アルゴリズムモジュールを用いて構築されたソフトウェア
機械学習技術	人工知能技術の主要な研究分野。データを反復的に学習させ、そこに潜むパターンを見つけ出すことで、コンピューター自身が予測・判断を行うための技術・手法
自然言語処理技術	人間が日常的に使っている自然言語をコンピューターに処理させる一連の技術
深層学習技術	ディープラーニング(Deep Learning、深層学習)。ニューラルネットワークにより機械学習技術を実装するための手法の一種。従来の機械学習技術では人間が特徴量を定義する必要があった(複雑な特徴を表現できない)が、ディープラーニングではアルゴリズムが教師データから特徴量を抽出できる技術・手法
ニューラルネットワーク	生物の神経ネットワークの構造と機能を模倣するという観点から生まれた脳機能に見られるいくつかの特性を計算機上のシミュレーションによって表現することを目指した数学モデル
特徴量	教師データにどのような特徴があるかを数値化したもの
教師データ	機械学習を行う上で、学習の元となるデータ
CRM	顧客関係管理(Customer Relationship Management(CRM))。顧客満足度と顧客ロイヤルティの向上を通して、売上の拡大と収益性の向上を目指す経営戦略/手法
API	アプリケーション・プログラム・インターフェース(Application Program Interface)の略。アプリケーションと、プログラムとの間のインタフェース。自己のソフトウェアを一部公開して、他のソフトウェアと機能を共有できるようにしたもの
ASP	アプリケーション・サービス・プロバイダ(Application Service Provider)の略。アプリケーションの機能をネットワーク経由で顧客に提供
AI	Artificial Intelligenceの略称。学習・推論・認識・判断などの人間の知能的な振る舞いを行うコンピューターシステム
IoT	Internet of Thingsの略称。コンピューターに限らず、家電製品や自動車等のハードウェア機器をインターネットに接続し、情報をやり取りすることで生まれるイノベーションの総称
エンジン	コンピューターを使用し、さまざまな情報処理を実行する機構

## 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。なお、第4期事業年度末後、平成28年10月に当社からの会社分割により、株式会社BEDORE(連結子会社)を設立いたしました。その詳細については、以下のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社BEDORE	東京都文京区	2,500	アルゴリズム ライセンス 事業	100.0	役員の兼任(3名) 業務委託 管理業務受託

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。  
2. 特定子会社に該当する会社はありません。

## 5 【従業員の状況】

当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

## (1) 連結会社の状況

平成29年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
アルゴリズムライセンス事業	30

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 最近日までの1年間において従業員数が13名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

## (2) 提出会社の状況

平成29年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
28	30.8	1.0	6,326

- (注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であります。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 最近日までの1年間において従業員数が12名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

## (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第4期事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善がみられ、消費の回復を後押しするなど回復基調で推移したものの、新興国経済及びEU圏経済の減速懸念から依然不透明な状況が続いております。

当社の属する事業領域である人工知能(AI)領域においては、平成27年度国内市場規模1,500億円が平成32年度には1兆20億円まで増加すると予想されており、市場環境は依然良好な状況が続いております(出所：株式会社富士キメラ総研「2016 人工知能ビジネス総調査」平成28年12月)。

こうした環境の中で、当社は、既存案件の積み上げ及び新規案件の獲得を推し進めると共に、新たなプロダクトの開発や優秀な人材の確保を進めるなど積極的な投資を行ってまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は459,665千円(前年同期比57.2%増)、営業利益157,750千円(前年同期比5.8%増)、経常利益157,750千円(前年同期比5.7%増)、当期純利益116,188千円(前年同期比15.9%増)となりました。

なお、当社はアルゴリズムライセンス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

第5期第3四半期連結累計期間(自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いております。雇用・所得環境の改善が続くなかで、回復基調で推移したものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に依然不透明な状況が続いております。

当社グループの属する事業領域である人工知能(AI)領域においては、市場環境は依然良好な状況が続いております。

こうした環境の中で、当社グループは、既存案件の積み上げ及び新規案件の獲得を推し進めると共に、新たなアルゴリズムソフトウェアの開発や優秀な人材の確保を進めるなど積極的な投資を行ってまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は704,648千円、営業利益370,124千円、経常利益367,930千円、親会社株主に帰属する四半期純利益250,333千円となりました。

なお、当社グループはアルゴリズムライセンス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

第4期事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)の残高は、前事業年度末に比べ162,608千円増加し、290,106千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果獲得した資金は、35,278千円(前事業年度は127,462千円の収入)となりました。これは主に、税引前当期純利益157,750千円を計上したものの、売上債権の増加62,060千円、法人税等の支払額70,813千円があったことによるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、33,872千円(前事業年度は31,542千円の支出)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出32,871千円によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果獲得した資金は、161,202千円(前事業年度は該当なし)となりました。これは主に、株式の発行による収入158,100千円によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

## (1) 生産実績、受注実績

当社は、アルゴリズムサプライヤーとして、アルゴリズムモジュール及びソフトウェアを提供しており、生産及び受注の状況は記載しておりません。

## (2) 販売実績

第4期事業年度及び第5期第3四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第4期事業年度 (自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)		第5期第3四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年6月30日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
アルゴリズムライセンス事業	459,665	157.2	704,648
合計	459,665	157.2	704,648

- (注) 1. アルゴリズムライセンス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。  
2. 最近2事業年度及び第5期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第3期事業年度		第4期事業年度		第5期 第3四半期連結累計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ	45,000	15.4	96,060	20.9	139,974	19.9
株式会社リクルートホールディングス			52,000	11.3		
東京電力ホールディングス株式会社	53,600	18.3				
株式会社電通			46,883	10.2	74,430	10.6

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
4. 第3期事業年度の株式会社リクルートホールディングス及び株式会社電通に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。  
5. 第4期事業年度の東京電力ホールディングス株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。  
6. 第5期第3四半期連結累計期間の株式会社リクルートホールディングス及び東京電力ホールディングス株式会社に対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

### 3 【対処すべき課題】

当社グループの事業環境は今後成長拡大が予想されており堅調と考えておりますが、以下の5点を今後のさらなる事業展開における対処すべき特に重要な課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

#### (1) 開発体制の強化

安定的かつ着実な事業拡大を図る上では、既存クライアントの契約を継続することや案件数等が増加した場合においても、収益率を高水準に維持し、かつ顧客サービスのパフォーマンスを維持・向上することが重要であると考えております。

そのためには、さらなる優秀な人材の確保及び開発プロセスの改善、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等が不可欠であるため、優秀な人材を積極的に採用するとともに、開発プロセスを継続的に見直し、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等を実施し、より強固な開発体制の構築に努めてまいります。

#### (2) 社内環境の整備

品質・価格・納期・安心・安全すべての面で、高いレベルの価値と満足を提供することを使命としており、永続的な会社発展のためには従業員が働きやすい環境をつくることが不可欠であると考えております。

業務の効率化や従業員が安心して働くことのできる職場環境を整えることにより従業員がより働きやすい環境をつくるように取り組んでまいります。

#### (3) 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

#### (4) 情報管理体制の強化

当社グループはシステム開発やシステム運用、又はサービス提供の遂行過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報管理規程等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

#### (5) システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上でクライアントにサービスを提供しており、システムの安定稼働の確保は必要不可欠となっております。そのため、安定性の高いサービスを提供する上では、顧客及びトラフィック等を考慮したサーバ増設等の設備投資やサーバ管理を行っていくことが重要であり、今後も引き続きシステムの安定性確保及び効率化に取り組んでまいります。

## 4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

### (1) 景気動向及び業界動向の変動による影響

企業を取り巻く環境や労働人口減少に伴う企業経営の効率化などの動きにより、当社グループの関連市場は今後急速に拡大すると予測されるものの、企業の景気による影響や別の各種新技術に対する投資による影響を受ける可能性があります。当社グループにおいては、経済情勢の変化に伴い事業環境が悪化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### (2) 人材の確保及び育成

当社グループは、事業の拡大に伴い、積極的に優秀な機械学習・深層学習領域等のアルゴリズムモジュールの設計と導入を行うアルゴリズムエンジニアと、インフラやアプリケーション制作等のソフトウェア開発を行うソフトウェアエンジニアの獲得・確保・育成を進めております。しかしながら、事業規模の拡大に応じた当社グループ内における人材育成、外部からの優秀な人材の採用等が計画どおりに進まず、必要な人材を確保することができない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) コンプライアンス体制

当社グループは、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのためコンプライアンスに関する社内規程を策定するとともに適宜研修を実施し、周知徹底を図っております。しかしながら、これらの取り組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社グループの事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの企業価値及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 情報管理

当社グループは、その業務の性格上、顧客側で保有している機密情報(経営戦略上重要な情報等)に触れる場合があります。情報の取扱いについては、情報管理規程、個人情報保護管理規程等を整備し、適切な運用を義務づけております。このような対策にも関わらず当社グループの人的オペレーションのミス等、その他予期せぬ要因等により情報漏洩が発生した場合には、当社グループが損害賠償責任等を負う可能性や顧客からの信用を失うことにより取引関係が悪化する可能性があります。その場合は当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) システム障害等

当社グループがクラウドで提供しているソフトウェアの大半は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しております。したがって、自然災害や事故によりインターネット通信網が切断された場合には、サービスの提供が困難となります。また、予想外の急激なアクセス増加等による一時的な過負荷やその他予期せぬ事象によるサーバーダウン等により、当社グループのサービスが停止する可能性があります。これまで当社グループにおいて、そのような事象は発生していませんが、今後このようなシステム障害等が発生し、サービスの安定的な提供が行えないような事態が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 法的規制・制度動向による影響

現在、日本国内においてインターネットに関連する主要な法規制は電気通信事業法となっておりますが、インターネット上の情報流通やEコマースのあり方についても様々な議論がなされている段階であります。当社グループが営むインターネット関連事業そのものを規制する法令はありませんが、今後、インターネットの利用者や関連するサービス及び事業者を規制対象とする法令等が制定されたり、既存の法令等の適用が明確になったり、あるいは何らかの自主的なルール化が行われた場合、当社グループの事業が制約され、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 技術革新への対応

当社グループが事業を展開するインターネット関連業界においては、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新機能の導入等が行なわれております。当社グループのサービスは、当社グループの機械学習技術/深層学習技術・自然言語処理技術と当社グループの独自データを組み合わせることにより、今後も競争力のあるサービスを提供できるように取り組んでおります。顧客からの紹介等のインバウンドでの取引受注が大半であり、また高い顧客継続率を維持しておりますが、予想以上の急速な技術革新や代替技術・汎用的な競合商品の出現等により、当社グループのサービスが十分な競争力や付加価値を確保できない場合等には、新規受注の減少や高い顧客継続率の低下により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 知的財産権におけるリスク

当社グループによる第三者の知的財産権侵害の可能性につきましては、調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループの事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社グループが認識せずに他社の特許を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、ロイヤリティの支払や損害賠償請求等により、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### (9) 特定の人物への依存

当社グループの代表取締役 上野山勝也は、経営戦略、事業戦略、開発戦略等当社グループの業務に関して専門的な知識・技術を有し、重要な役割を果たしております。当社グループでは取締役会等において役員及び社員への情報共有や権限移譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、経営体制の整備を進めており、経営に対するリスクを最小限にしております。しかしながら、同氏が当社グループを退職した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 小規模組織であること

当社グループは小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社グループは、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強及び内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 新規事業

当社グループのアルゴリズムモジュール及びソフトウェアは、商品特性ゆえに幅広い産業に対して提供することが可能であります。今後も引き続き、小売やコールセンター市場のみならず、他の産業にも積極的に参入し、新サービス及び新規事業に取り組んでまいります。これによりシステムへの投資や人件費等、追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新規事業の拡大・成長が当初の予測どおりに進まない場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社グループでは、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、本書提出日現在における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は13.8%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社グループの株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

### (13) 配当政策

当社グループは、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社グループは現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

### (14) 資金使途に関するリスク

当社が株式上場に伴う公募増資で計画している調達資金の使途に関しましては、研究開発費、サーバ費用等の通信費、エンジニア及び外部エンジニアの件費等、広告宣伝費等に充当する計画であります。急激な事業環境の変化等により、投資効果が期待通りの成果を上げられない場合又はより投資効果が見込める使途等が生じた場合には、現時点の資金使途計画以外の使途に充当する可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

当社は、学習するアルゴリズムで世の中を新しくしていくことを目指し、機械学習技術/深層学習技術、自然言語処理技術を用いた新たなアルゴリズム及びソフトウェアの研究開発に取り組んでおります。

社内体制は、東京大学や東北大学の助教を経験していたメンバーを始め、アカデミック領域において高い専門性を有するメンバーを中心に研究開発を行っております。

第4期事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当事業年度における当社の研究開発活動の金額は、12,224千円であります。

当事業年度の研究開発活動は、以下のとおりであります。

(1) 自然言語処理技術を用いた汎用型対話エンジン(BEDORE)の研究開発

テキスト文字から意味を理解する自然言語処理技術と、自動学習を繰り返し行い精度向上を図る深層学習技術を用いた汎用型対話エンジン(BEDORE)の研究開発を行いました。

(2) 深層学習技術を用いた画像認識エンジン(PKSHA Vertical Vision)の研究開発

医療の放射線画像診断のデータを教師データとした画像認識エンジンの研究開発を行いました。

第5期第3四半期連結累計期間(自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)

当第3四半期連結累計期間における研究開発費の金額は、7,190千円であります。

当第3四半期連結累計期間の研究開発活動は、以下のとおりであります。

(1) 機械学習技術を用いた広告画像の自動生成措置の研究開発

広告画像をパラメータで表現し、生成パラメータから広告画像を生成すると共に、広告画像を出稿した際の広告効果と関連付け、広告画像に対する広告効果の推定モデルの研究開発を行いました。

(2) 深層学習技術を用いた音声合成エンジンの研究開発

深層学習技術を用いてテキストから対応する人間の音声の波形データを合成する研究開発を行いました。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来生じる実際の結果とは異なる可能性がありますので、ご注意ください。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

また、財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態に関する分析

第4期事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

#### (資産の部)

当事業年度末における総資産は、474,128千円(前事業年度末は、233,573千円)となり、240,555千円増加いたしました。

流動資産は、409,523千円(前事業年度末は、195,890千円)となり、213,633千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加162,608千円によるものであります。

固定資産は、64,605千円(前事業年度末は、37,683千円)であり、26,921千円増加いたしました。これは主に、ソフトウェアの増加31,415千円によるものであります。

#### (負債の部)

当事業年度末における負債は、64,117千円(前事業年度末は、100,295千円)となり、36,177千円減少いたしました。これは主に、未払法人税等の減少32,020千円によるものであります。

#### (純資産の部)

当事業年度末における純資産は、410,011千円(前事業年度末は、133,278千円)となり、276,733千円増加いたしました。これは主に、当期純利益の計上による利益剰余金の増加116,188千円、第三者割当増資による資本金の増加79,050千円及び資本準備金の増加79,050千円によるものであります。

第5期第3四半期連結累計期間(自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)

#### (資産の部)

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、1,136,355千円(前事業年度末は、474,128千円)となり、662,226千円増加いたしました。

流動資産は、975,101千円(前事業年度末は、409,523千円)となり、565,578千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加534,670千円によるものであります。

固定資産は、160,575千円(前事業年度末は、64,605千円)となり、95,970千円増加いたしました。これは主に、ソフトウェアの増加67,102千円によるものであります。

#### (負債の部)

当第3四半期連結会計期間末における負債は、226,453千円(前事業年度末は、64,117千円)となり、162,335千円増加いたしました。これは主に、未払法人税等の増加97,876千円によるものであります。

## (純資産の部)

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、909,901千円(前事業年度末は、410,011千円)となり、499,890千円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上による利益剰余金の増加250,333千円、第三者割当増資による資本金の増加124,600千円及び資本準備金の増加124,600千円によるものであります。

## (3) 経営成績の分析

第4期事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

## (売上高)

当事業年度の売上高は、459,665千円(前年同期比57.2%増)となりました。これは主に、CELLORのリリースに伴うアルゴリズムソフトウェア売上の増加や、継続取引先の増加等によるアルゴリズムモジュール売上の増加によるものであります。

## (売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、192,518千円(前年同期比128.3%増)となりました。これは主に、事業規模拡大に伴う人員増加により人件費・外注費等が増加したことによるものであります。

以上の結果、当事業年度の売上総利益は、267,146千円(前年同期比28.3%増)となりました。

## (販売費及び一般管理費、営業損益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、109,396千円(前年同期比85.4%増)となりました。これは主に、地代家賃・支払報酬・研究開発費等が増加したことによるものであります。

以上の結果、当事業年度の営業利益は157,750千円(前年同期比5.8%増)となりました。

## (営業外損益、経常損益)

当事業年度において営業外収益及び営業外費用は発生しておりません(前事業年度は営業外収益が28千円発生)。

以上の結果、当事業年度の経常利益は157,750千円(前年同期比5.7%増)となりました。

## (特別損益、当期純損益)

当事業年度において特別利益及び特別損失は発生しておりません。

以上の結果、当事業年度の税引前当期純利益は157,750千円(前年同期比5.7%増)、当期純利益は116,188千円(前年同期比15.9%増)となりました。

第5期第3四半期連結累計期間(自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)

## (売上高)

当第3四半期連結累計期間の売上高は、704,648千円となりました。これは主に、BEDORE、PKSHA Vertical Visionのリリースに伴うアルゴリズムソフトウェア売上の増加や、新規継続取引先の増加等によるアルゴリズムモジュール売上の増加によるものであります。

## (売上原価、売上総利益)

当第3四半期連結累計期間の売上原価は、221,339千円となりました。これは主に、事業規模拡大に伴う人員増加により人件費・外注費等が増加したことによるものであります。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上総利益は、483,309千円となりました。

## (販売費及び一般管理費、営業損益)

当第3四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、113,184千円となりました。これは主に、人件費、採用教育費、支払報酬等であります。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の営業利益は370,124千円となりました。

(営業外損益、経常損益)

当第3四半期連結累計期間において営業外収益は0千円となりました。営業外費用は2,193千円となりました。主な内訳は、株式公開費用であります。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の経常利益は367,930千円となりました。

(特別損益、親会社株主に帰属する四半期純損益)

当第3四半期連結累計期間において特別利益及び特別損失は発生しておりません。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純利益は367,930千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は250,333千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は「未来のソフトウェアを形にする」ことをコーポレートミッションに掲げ、社内で開発した学習するアルゴリズムを様々なソフトウェアとハードウェア機器に組み込み、それらを利用するユーザーの体験を新しくアップデートすることを目指しております。それらを通じ、様々な業界のデジタル進化のスピードを早め、情報化社会に貢献していくことを目指しております。

当該ミッションを達成していく上で、強みとする言語の自動応答や画像認識領域におけるスマートフォン等のアルゴリズムサプライヤーとして事業を展開しております。

今後は、機械学習技術/深層学習技術、自然言語処理技術を用いたアルゴリズムを様々な業界及び用途に最適な形で提供するとともに、各種ハードウェア端末(各種IoT機器)への導入を加速させて参りたいと考えております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループが今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、経営者は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は、常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第4期事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当社では、学習するソフトウェアの新規開発及び充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当事業年度において実施した設備投資の総額は34,603千円(無形固定資産含む)であり、その主な内容は、ソフトウェアの開発によるものであります。

なお、当社はアルゴリズムライセンス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

第5期第3四半期連結累計期間(自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)

当第3四半期連結累計期間において実施した設備投資の総額は87,443千円(無形固定資産含む)であり、その主な内容は、ソフトウェアの開発によるものであります。

なお、当社はアルゴリズムライセンス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却又は売却はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

提出会社

平成28年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都文京区)	事務所他						
STUDIO(現 本社) (東京都文京区)	事務所他	16,412	1,567	31,415	723	50,118	19

(注) 1. 本社は、平成28年12月1日にSTUDIO(現 本社)に移転しており、本社の賃貸借契約は解消しております。

2. 建物は賃借物件であり、年間賃借料は24,880千円であります。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、構築物及び一括償却資産の合計であります。

4. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

5. 第4期事業年度末後、平成28年10月に当社からの会社分割により、株式会社BEDORE(連結子会社)を設立いたしました。当該連結子会社設立による重要な設備の変動はありません。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】(平成29年6月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

(注) 平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を実施しております。また、平成29年5月30日開催の臨時株主総会決議により、平成29年6月7日付で発行可能株式総数は39,960,000株増加し、40,000,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,705,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株となっております。
計	10,705,000		

(注) 1. 平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は10,694,295株増加し、発行済株式数は10,705,000株となっております。

2. 平成29年5月30日開催の臨時株主総会決議により、平成29年6月7日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 第1回新株予約権(平成27年1月31日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年7月31日)
新株予約権の数(個)	144(注)1	25(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	113(注)1	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	144 (注)1	25,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	46,000 (注)2	46 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成29年2月1日 至平成36年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 46,000 資本組入額 23,000	発行価格 46 資本組入額 23 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式につき調整前の行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(株式無償割当て、合併等、又は新株予約権の行使に基づく場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記のほか、合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合又はその他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で必要と認める行使価額の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権の割当てを受けた者(当該者から本新株予約権その他これに関連する権利義務を承継した者を含み、以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の地位にあり、本新株予約権の行使時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合等で退任、退職につき正当な理由があると株主総会(当社に取締役会が設置された場合には、取締役会)が認めた場合は行使できるものとする。

(2) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、または、行使期間内に当社普通株式の発行済株式総数の50%以上が第三者への一の取引における譲渡の対象となった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (3) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。また、以下の定めにかかわらず、平成36年1月1日以降は、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%を行使することができる。
- 上場日から1年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
  - 上場日から2年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
  - 上場日から3年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
  - 上場日から3年後の日以降  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) 1個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
- (5) 本新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (7) その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点に行使されておらず、かつ、当社により取得されていない本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、当該残存新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件にて交付することとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
対象株式数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定される価額に、新株予約権1個あたりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じた価額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得に関する事項  
現在の発行内容に準じて決定する。
5. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第2回新株予約権(平成27年7月1日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年7月31日)
新株予約権の数(個)	58(注)1	27(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58 (注)1	27,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	46,000 (注)2	46 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成29年8月1日 至 平成36年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 46,000 資本組入額 23,000	発行価格 46 資本組入額 23 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式につき調整前の行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(株式無償割当て、合併等、又は新株予約権の行使に基づく場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記のほか、合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合又はその他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で必要と認める行使価額の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者(当該者から本新株予約権その他これに関連する権利義務を承継した者を含み、以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の地位にあり、本新株予約権の行使時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合等で退任、退職につき正当な理由があると株主総会(当社に取締役会が設置された場合には、取締役会)が認めた場合は行使できるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、または、行使期間内に当社普通株式の発行済株式総数の50%以上が第三者への一の取引における譲渡の対象となった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (3) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。また、以下の定めにかかわらず、平成36年1月1日以降は、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%を行使することができる。
- 上場日から1年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
  - 上場日から2年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
  - 上場日から3年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
  - 上場日から3年後の日以降  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) 1個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
- (5) 本新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (7) その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点に行使されておらず、かつ、当社により取得されていない本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、当該残存新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件にて交付することとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
対象株式数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定される価額に、新株予約権1個あたりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じた価額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得に関する事項  
現在の発行内容に準じて決定する。
5. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第3回新株予約権(平成27年9月1日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年7月31日)
新株予約権の数(個)	16(注)1	16(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16 (注)1	16,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	46,000 (注)2	46 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成29年10月1日 至平成36年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 46,000 資本組入額 23,000	発行価格 46 資本組入額 23 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式につき調整前の行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(株式無償割当て、合併等、又は新株予約権の行使に基づく場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記のほか、合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合又はその他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で必要と認める行使価額の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者(当該者から本新株予約権その他これに関連する権利義務を承継した者を含み、以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の地位にあり、本新株予約権の行使時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合等で退任、退職につき正当な理由があると株主総会(当社に取締役会が設置された場合には、取締役会)が認めた場合は行使できるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、または、行使期間内に当社普通株式の発行済株式総数の50%以上が第三者への一の取引における譲渡の対象となった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (3) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。また、以下の定めにかかわらず、平成36年1月1日以降は、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%を行使することができる。
- 上場日から1年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
  - 上場日から2年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
  - 上場日から3年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
  - 上場日から3年後の日以降  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) 1個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
- (5) 本新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (7) その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点に行使されておらず、かつ、当社により取得されていない本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、当該残存新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件にて交付することとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
対象株式数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定される価額に、新株予約権1個あたりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じた価額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得に関する事項  
現在の発行内容に準じて決定する。
5. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第4回新株予約権(平成28年2月1日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年7月31日)
新株予約権の数(個)	126(注)1	126(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	126 (注)1	126,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,600 (注)2	66 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成30年2月2日 至 平成36年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,600 資本組入額 32,800	発行価格 66 資本組入額 33 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式につき調整前の行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(株式無償割当て、合併等、又は新株予約権の行使に基づく場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記のほか、合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合又はその他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で必要と認める行使価額の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者(当該者から本新株予約権その他これに関連する権利義務を承継した者を含み、以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の地位にあり、本新株予約権の行使時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合等で退任、退職につき正当な理由があると株主総会(当社に取締役会が設置された場合には、取締役会)が認めた場合は行使できるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、または、行使期間内に当社普通株式の発行済株式総数の50%以上が第三者への一の取引における譲渡の対象となった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (3) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。また、以下の定めにかかわらず、平成36年1月1日以降は、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%を行使することができる。
- 上場日から1年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
  - 上場日から2年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
  - 上場日から3年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
  - 上場日から3年後の日以降  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) 1個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
- (5) 本新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (7) その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点に行使されておらず、かつ、当社により取得されていない本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、当該残存新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件にて交付することとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
対象株式数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定される価額に、新株予約権1個あたりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じた価額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得に関する事項  
現在の発行内容に準じて決定する。
5. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第5回新株予約権(平成28年2月25日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年7月31日)
新株予約権の数(個)	359(注)2	359(注)2、6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	359 (注)2	359,000 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,600 (注)3	66 (注)3、6
新株予約権の行使期間	自平成28年3月1日 至平成38年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 66,180 資本組入額 33,090	発行価格 66 資本組入額 33 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき580円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、平成28年3月1日から平成38年2月28日において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額にて、行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。

行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格となったとき。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日として第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の当社取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

- (2) 新株予約権者は、上記(1)により本新株予約権を行使しなければならない場合を除き、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、行使期間内に当社普通株式の発行済株式総数の50%以上が第三者への一の取引における譲渡の対象となった場合、または、当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができる。
  - (3) 新株予約権者は、上記(2)の場合にのみ本新株予約権を行使することができるが、当社取締役会が認めた場合には、当社は、新株予約権者が保有する本新株予約権の全部または一部を30日以内に行使させることができる。
  - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - (6) その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第6回新株予約権(平成28年5月20日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年7月31日)
新株予約権の数(個)	50(注)1	50(注)1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50 (注)1	50,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300,000 (注)2	300 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自平成30年6月1日 至平成36年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300,000 資本組入額 150,000	発行価格 300 資本組入額 150 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式につき調整前の行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(株式無償割当て、合併等、又は新株予約権の行使に基づく場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記のほか、合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合又はその他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で必要と認める行使価額の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者(当該者から本新株予約権その他これに関連する権利義務を承継した者を含み、以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日時点において、当社または当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の地位にあり、本新株予約権の行使時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合等で退任、退職につき正当な理由があると株主総会(当社に取締役会が設置された場合には、取締役会)が認めた場合は行使できるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、または、行使期間内に当社普通株式の発行済株式総数の50%以上が第三者への一の取引における譲渡の対象となった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (3) 本新株予約権者は、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。また、以下の定めにかかわらず、平成36年1月1日以降は、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%を行使することができる。
- 上場日から1年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
  - 上場日から2年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
  - 上場日から3年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
  - 上場日から3年後の日以降  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%
- (4) 1個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
- (5) 本新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (7) その他本新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点に行使されておらず、かつ、当社により取得されていない本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、当該残存新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件にて交付することとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
対象株式数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される数とする。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定される価額に、新株予約権1個あたりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じた価額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得に関する事項  
現在の発行内容に準じて決定する。
5. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第7回新株予約権(平成28年7月14日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年7月31日)
新株予約権の数(個)	8,770(注)2	8,770(注)2、6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	877 (注)2	877,000 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300,000 (注)3	300 (注)3、6
新株予約権の行使期間	自 平成30年7月1日 至 平成35年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300,330 資本組入額 150,165	発行価格 300 資本組入額 150 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき330円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は0.1株、提出日の前月末現在は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
  - (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合または当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができる。
  - (3) 本新株予約権者は、平成29年9月期から平成31年9月期のいずれかの期の損益計算書における営業利益が以下(a)または(b)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、以下(a)または(b)に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。
    - (a) 280百万円を超過した場合：行使可能割合:50%
    - (b) 400百万円を超過した場合：行使可能割合:100%
  - (4) 受益者が本新株予約権を取得した時点において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、当該受益者は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
  - (5) 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
  - (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (7) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
現在の発行内容に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年10月16日 (注)1	10,000	10,000	1,000	1,000		
平成28年5月13日 (注)2	527	10,527	79,050	80,050	79,050	79,050
平成28年10月31日 (注)3	178	10,705	124,600	204,650	124,600	203,650
平成29年6月7日 (注)4	10,694,295	10,705,000		204,650		203,650

(注) 1. 会社設立

発行価格 100円

資本組入額 100円

2. 有償第三者割当増資

割当先 NKリレーションズ株式会社(現 NKリレーションズ合同会社)

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

3. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社NTTドコモ、伊藤忠商事株式会社

発行価格 1,400,000円

資本組入額 700,000円

4. 株式分割(1:1,000)によるものであります。

## (5) 【所有者別状況】

平成29年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				5			6	11	
所有株式数 (単元)				33,450			73,600	107,050	
所有株式数 の割合(%)				31.25			68.75	100.00	

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,705,000	107,050	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式			
発行済株式総数	10,705,000		
総株主の議決権		107,050	

## 【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき当社の取締役、監査役及び従業員に対して新株予約権を発行することを下記株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

## 第1回新株予約権(平成27年1月31日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成27年1月31日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により本書提出日現在の付与対象者の人数は、従業員1名であります。

## 第2回新株予約権(平成27年7月1日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成27年7月1日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により本書提出日現在の付与対象者の人数は、従業員2名であります。

## 第3回新株予約権(平成27年9月1日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成27年9月1日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 第4回新株予約権(平成28年2月1日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成28年2月1日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち、取締役就任による区分変更により本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役 1名、従業員6名であります。

## 第6回新株予約権(平成28年5月20日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成28年5月20日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち、子会社代表取締役就任による区分変更により本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、子会社代表取締役1名、従業員4名であります。

また、当社はストックオプション制度に準じた制度として第7回新株予約権を発行しております。

#### 第7回新株予約権(平成28年7月14日臨時株主総会決議)

当社の代表取締役である上野山勝也及び取締役である山田尚史は、当社グループの現在及び将来の役職員及び当社グループと継続的な役務提供を内容とする顧問契約・業務委託契約を締結している者に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、平成28年7月14日開催の株主総会決議に基づき、平成28年7月22日付で公認会計士/税理士浅利圭佑を受託者として「単独運用・特定金外信託(PKSHA Technology新株予約権信託)」(以下「本信託(第7回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は本信託(第7回新株予約権)に基づき、浅利圭佑に対して、平成28年7月22日に第7回新株予約権(平成28年7月14日臨時株主総会決議)を発行しております。

本信託(第7回新株予約権)は、当社グループの役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者に対して、その功績に応じて、浅利圭佑が、受益者適格要件を満たす者に対して、第7回新株予約権8,770個(本書提出日現在1個当たり100株相当)を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第7回新株予約権の分配を受けた者は、当該第7回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託(第7回新株予約権)は3つの契約(W001からW003まで)により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	単独運用・特定金外信託 (PKSHA Technology新株予約権信託)
委託者	上野山勝也、山田尚史
受託者	浅利圭佑
受益者	受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
信託契約日 (信託期間開始日)	平成28年7月22日
信託の種類と新株予約権数	(W001) 4,310個 (W002) 1,050個 (W003) 3,410個
信託期間満了日	(W001) 平成30年6月29日又は上場後半年が経過する日の翌営業日のいずれか遅い日 (W002) 平成31年12月17日又は上場後2年が経過する日の翌営業日のいずれか遅い日 (W003) 平成33年6月30日又は東証一部又は二部への上場後半年が経過する日の翌営業日のいずれか遅い日
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第7回新株予約権の引受け、払込みにより現時点で(W001)から(W003)までのそれぞれにつき第7回新株予約権8,770個(本書提出日現在1個当たり100株相当)が信託の目的となっております。なお、第7回新株予約権の概要については「(2) 新株予約権等の状況」ご参照ください。
受益者適格要件	当社グループの役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者のうち、当社の社内規程等に定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託(第7回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。なお、受益候補者に対する第7回新株予約権の配分は、信託ごとに人事評価に基づくものと特別な功労が認められた場合などに付与される個別のボーナスパッケージの2種類に分けられており、新株予約権交付ガイドラインで定められた配分ルール等に従い、評価委員会の決定を経て決定されます。 人事評価に基づく新株予約権の配分 受益候補者のうち取締役及び従業員に個別に付与されるポイント数の按分によって行う。 個別のボーナスパッケージ 特に業績の向上や社内体制構築に貢献があると認められた者に対して分配される。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社グループは、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社グループは現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針と考えております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

また、当社は中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

男性 8 名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役		上野山 勝也	昭和57年7月18日生	平成19年4月 平成23年3月 平成24年10月 平成26年4月 平成28年4月 平成28年6月 平成28年10月	株式会社ボストンコンサルティンググループ 入社 株式会社グリー 入社 株式会社 AppReSearch 設立(現 当社) 取締役就任 東京大学 消費インテリジェンス寄付講座 特任助教就任 株式会社PKSHA Capital(現株式会社LUCE Capital)代表取締役就任(現任) 当社代表取締役就任(現任) 株式会社BEDORE 取締役就任(現任)	(注)3	6,092,000 (注)5
取締役	事業開発本部長	山田 尚史	平成1年6月28日生	平成23年6月 平成24年10月 平成28年6月 平成28年6月 平成28年10月	ソンデア知的財産事務所 入所 株式会社 AppReSearch 設立(現 当社) 代表取締役就任 当社取締役就任(現任) 当社事業開発本部長就任(現任) 株式会社BEDORE 取締役就任(現任)	(注)3	1,780,000
取締役	経営管理本部長	吉岡 哲俊	昭和56年5月21日生	平成18年12月 平成22年10月 平成26年3月 平成27年10月 平成28年6月 平成28年12月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録 株式会社ネオキャリア 入社 当社入社 当社経営管理本部長就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	
取締役		松島 陽介	昭和47年9月1日生	平成7年4月 平成13年6月 平成17年10月 平成19年2月 平成20年12月 平成24年4月 平成24年7月 平成24年11月 平成25年3月 平成25年5月 平成25年5月 平成25年5月 平成25年6月 平成25年10月 平成26年9月 平成26年10月 平成27年6月 平成27年7月 平成28年4月 平成28年6月 平成28年6月 平成28年6月 平成28年7月	第一生命保険株式会社 入社 A.Tカーニー株式会社 入社 マッキンゼー&カンパニー 入社 株式会社MKSパートナーズ入社 丸の内キャピタル株式会社 入社 NKリレーションズ株式会社(現 NKリレーションズ合同会社)代表取締役就任 エヌエスパートナーズ株式会社 取締役就任(現任) いきいき株式会社(現 株式会社ハルメク) 取締役就任(現任) 株式会社全国通販 取締役就任(現任) NKワークス株式会社(現 ノーリツプレジジョン株式会社)取締役就任 フィード株式会社 取締役就任(現任) 株式会社アイメディック(現 株式会社Aimedic MMT)取締役就任 ノーリツ鋼機株式会社 取締役副社長COO就任(現任) 株式会社日本医療データセンター 代表取締役社長就任 株式会社エム・エム・ティー 取締役就任 株式会社日本医療データセンター 取締役就任(現任) テイボー株式会社 取締役就任(現任) 株式会社ドクターネット 取締役就任(現任) GeneTech株式会社 取締役就任(現任) 株式会社ジーンテックノサイエンス 取締役就任(現任) NKリレーションズ合同会社 職務執行者就任(現任) 当社取締役就任(現任) 株式会社ユニケソフトウェアリサーチ 取締役就任(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役		水谷 健彦	昭和48年1月31日生	平成7年4月 平成9年1月 平成9年5月 平成9年8月 平成13年4月 平成20年3月 平成25年5月 平成27年1月 平成29年6月	株式会社山野楽器 入社 株式会社ティハツ 入社 株式会社グランドベスト 入社 株式会社リクルート人材センター(現 株式会社リクルートキャリア) 入社 株式会社リンクアンドモチベーション 入社 株式会社リンクアンドモチベーション 取締役就任 株式会社JAM 設立 代表取締役就任(現任) 株式会社フィールドマネージメント・ヒューマンリソース 取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	
監査役 (常勤)		藤岡 大祐	昭和56年7月8日生	平成16年12月 平成26年1月 平成27年8月 平成27年11月 平成28年6月 平成28年10月	新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 株式会社ヤマトキャピタルパートナーズ(現 株式会社YCP Japan)入社 株式会社YGAパートナーズ 代表取締役就任 DATUM STUDIO株式会社 監査役就任(現任) 当社監査役就任(現任) 株式会社BEDORE 監査役 就任(現任)	(注)4	
監査役		下村 将之	昭和56年10月14日生	平成25年2月 平成28年6月	下村総合法律事務所 設立 所長就任(現任) 当社 監査役就任(現任)	(注)4	
監査役		佐藤 裕介	昭和59年4月25日生	平成20年4月 平成23年5月 平成24年6月 平成24年9月 平成25年12月 平成28年12月 平成29年1月	グーグル株式会社 入社 株式会社フリークアウト(現 株式会社フリークアウト・ホールディングス) 入社 株式会社フリークアウト(現 株式会社フリークアウト・ホールディングス) 取締役就任 株式会社イグニス 取締役就任(現任) M.T.Burn株式会社 代表取締役社長就任(現任) 当社 監査役就任(現任) 株式会社フリークアウト・ホールディングス 代表取締役社長就任(現任)	(注)4	50,000
計							7,922,000

- (注) 1. 取締役 松島陽介、水谷健彦は、社外取締役であります。
2. 監査役 藤岡大祐、下村将之及び佐藤裕介は、社外監査役であります。
3. 平成29年7月19日開催の臨時株主総会の締結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会締結の時までであります。
4. 平成29年7月19日開催の定時株主総会の締結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会締結の時までであります。
5. 代表取締役上野山勝也の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社LUCE Capitalが所有する株式数を含んでおります。
6. 平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性及び透明性を高めるとともに、株主をはじめとするステークホルダーと良好な信頼関係を築き、企業価値を増大させるため、経営の健全性及びコンプライアンス(法令遵守)の徹底によりコーポレート・ガバナンス体制の構築を目指してまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

#### イ．会社の機関の内容

当社は監査役会制度を採用しており、会社の機関として会社法で定められた株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。

##### a．取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち、社外取締役2名)で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

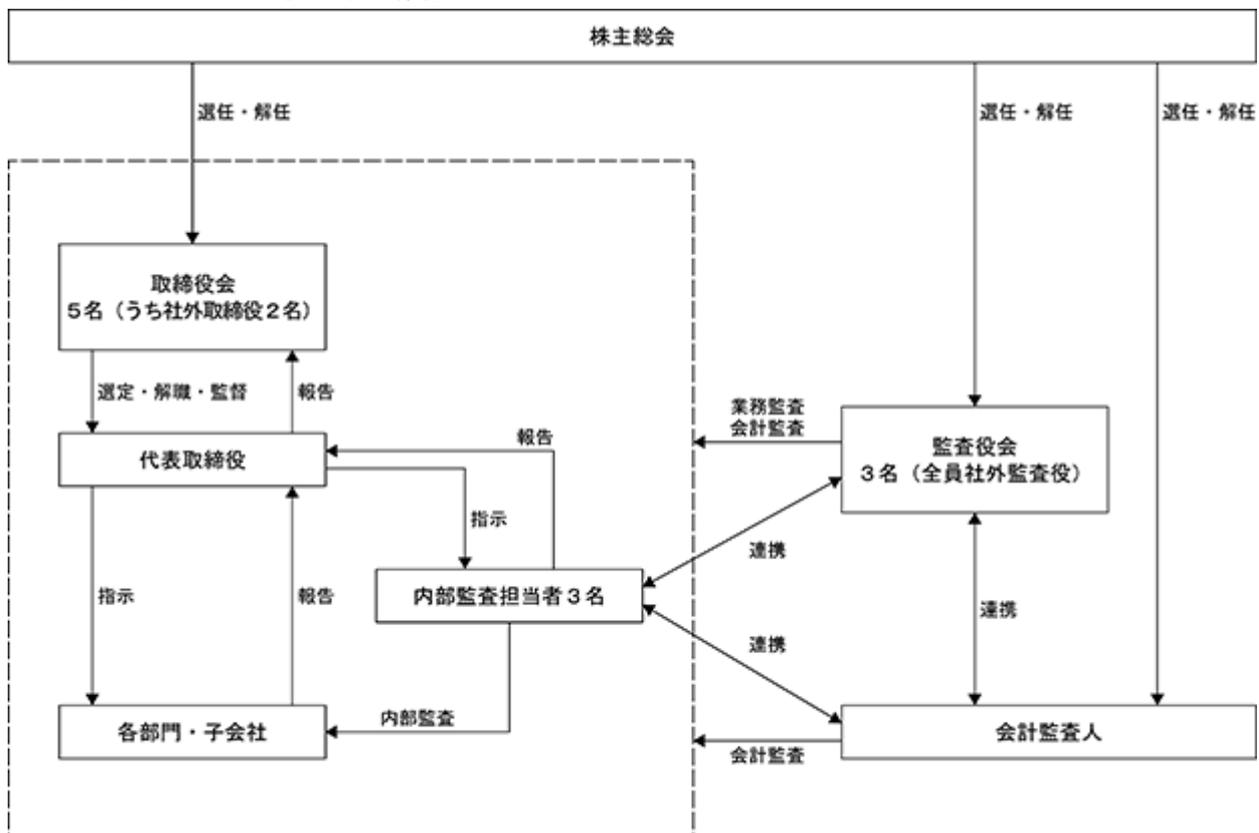
##### b．監査役及び監査役会

当社の監査役会は3名(うち、社外監査役3名)で構成され、1名が常勤監査役であります。社外監査役には公認会計士及び弁護士をそれぞれ1名含んでおります。監査役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

##### c．会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

#### ロ．コーポレート・ガバナンス体制



## 八．内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会決議によって「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査担当者による内部監査を実施しております。

### リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社の経営に悪影響をもたらすリスクに対する的確な管理・実践を可能にするべく、「リスク管理規程」を制定しております。

### 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では子会社の業務の適正を確保するために、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営情報等を適宜把握できる体制を構築し、子会社の経営状況のモニタリングを行っております。

また、子会社に対する内部監査を実施することで、子会社業務が関係会社管理規程に基づき適正に運営されていることを確認する体制を構築し、業務の適正を確保しております。

### 内部監査及び監査役監査の状況

当社では、代表取締役の承認により指名された3名の内部監査担当者が内部監査を実施しております。内部監査は内部監査規程に基づき、会社の業務運営が法令、定款及び会社の諸規程に準拠して正確に処理され、経営目的達成のために合理的、効果的に運営されているか確認しております。なお、自己監査とならないように、内部監査担当者は、自己の所属部門以外について内部監査を実施しております。

また、監査役は監査役会規程の定めに基づき、監査計画を策定し、取締役会その他社内会議に出席するほか、各取締役に対する面談等を通じて、取締役の職務執行について監査しております。

さらに、監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

### 社外取締役及び社外監査役

当社の取締役5名のうち、2名は社外取締役であります。また、監査役3名は全員社外監査役であります。

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することを目的として、社外取締役及び社外監査役について、高い専門性及び見識等に基づき、客観的、中立的な観点からの助言を期待しております。なお、当社は社外取締役及び社外監査役の選任について、当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にしており、経歴や当社との関係を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、独立性に問題がない人物を社外取締役及び社外監査役として選任しております。

社外取締役松島陽介は、当社の株主であるNKリレーションズ合同会社の職務執行者、NKリレーションズ合同会社の100%親会社であるノーリツ鋼機株式会社の取締役及び当社業務提携先である株式会社ドクターネット(NKリレーションズ合同会社の100%子会社)の取締役及び当社の外注先であるDTラボ株式会社(NKリレーションズ合同会社の100%子会社)の取締役を兼務しておりますが、その他に当社と人的・資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。当社と社外取締役水谷健彦との間には、人的・資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役松島陽介、社外取締役水谷健彦は、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役として適任であると判断しております。

社外監査役佐藤裕介は当社株式50,000株及び新株予約権75個(75,000株)を保有しておりますが、当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。当社と社外監査役藤岡大祐、下村将之との間には、人的・資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役藤岡大祐は、公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、財務及び会計に関する高い知見を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役下村将之は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役佐藤裕介は、企業経営の管理における豊富な経験と幅広い見識があり、経営監視機能の客観性及び中立性を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。

#### 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
  - 指定有限責任社員・業務執行社員 坂井 知倫 (継続監査年数2年)
  - 指定有限責任社員・業務執行社員 筆野 力 (継続監査年数2年)
- ・監査業務における補助者の構成
  - 公認会計士 2名
  - その他 4名

#### 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	7,680	7,680				2
監査役 (社外監査役を除く。)						
社外取締役						
社外監査役	1,280	1,280				2

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役の協議により各取締役の職務と実績に応じて、決定するものとしております。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定するものとしております。

#### 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1銘柄

貸借対照表計上額の合計額 4,777千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

#### 取締役の定数

当社の取締役の定数は5名以内とする旨定款で定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

#### 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### 責任限定契約の内容

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

#### 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
4,500		7,000	

## 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、当社グループの規模、特性及び監査日数等の諸要素を勘案し、監査役会の同意のもと、取締役会で決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (3) 当第3四半期連結累計期間(平成28年10月1日から平成29年6月30日まで)に設立した子会社が連結対象となったことに伴い、当第3四半期連結累計期間より、初めて四半期連結財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年10月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)及び当事業年度(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

当社は、平成28年10月に設立した子会社を連結対象としておりますが、前事業年度(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)及び当事業年度(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)につきましては、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応できるように体制整備に努めているほか、監査法人他主催の各種セミナーに参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【四半期連結財務諸表】

## 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間  
(平成29年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	824,776
売掛金	132,927
その他	18,150
貸倒引当金	752
流動資産合計	975,101
固定資産	
有形固定資産	24,348
無形固定資産	99,274
投資その他の資産	36,952
固定資産合計	160,575
繰延資産	678
資産合計	1,136,355

(単位:千円)

当第3四半期連結会計期間  
(平成29年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	21,521
未払法人税等	110,518
その他	94,286
流動負債合計	226,326
固定負債	
その他	127
固定負債合計	127
負債合計	226,453
純資産の部	
株主資本	
資本金	204,650
資本剰余金	203,650
利益剰余金	498,210
株主資本合計	906,510
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	288
その他の包括利益累計額合計	288
新株予約権	3,102
純資産合計	909,901
負債純資産合計	1,136,355

## 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年6月30日)
売上高	704,648
売上原価	221,339
売上総利益	483,309
販売費及び一般管理費	113,184
営業利益	370,124
営業外収益	
受取利息	0
営業外収益合計	0
営業外費用	
株式交付費償却	193
株式公開費用	2,000
営業外費用合計	2,193
経常利益	367,930
税金等調整前四半期純利益	367,930
法人税、住民税及び事業税	124,852
法人税等調整額	7,255
法人税等合計	117,596
四半期純利益	250,333
親会社株主に帰属する四半期純利益	250,333

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益	250,333
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	356
その他の包括利益合計	356
四半期包括利益	250,690
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	250,690

## 【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)
連結の範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間より、新たに設立した株式会社BEDOREを連結の範囲に含めております。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)	
減価償却費	12,490千円
のれんの償却額	324 "

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年10月1日 至 平成29年6月30日)

## 1 配当金支払額

該当事項はありません。

## 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日

後となるもの

該当事項はありません。

## 3 株主資本の著しい変動

当社は、平成28年10月31日付で、株式会社NTTドコモ及び伊藤忠商事株式会社から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ124,600千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が204,650千円、資本準備金が203,650千円となっております。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当社グループは、アルゴリズムライセンス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年10月1日 至平成29年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	23円43銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	250,333
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	250,333
普通株式の期中平均株式数(株)	10,685,439
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載していません。

2. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	127,497	290,106
売掛金	49,982	112,042
仕掛品	10,125	2,405
前払費用	2,485	2,509
繰延税金資産	6,099	3,069
その他		62
貸倒引当金	299	672
流動資産合計	195,890	409,523
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	17,386	16,412
工具、器具及び備品(純額)	2,113	1,567
その他(純額)	1,047	723
有形固定資産合計	1 20,546	1 18,702
無形固定資産		
のれん	1,512	1,080
ソフトウェア		31,415
無形固定資産合計	1,512	32,495
投資その他の資産		
投資有価証券	6,268	5,257
繰延税金資産		423
その他	9,355	7,725
投資その他の資産合計	15,624	13,406
固定資産合計	37,683	64,605
資産合計	233,573	474,128

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,581	10,755
未払金	10,169	14,126
未払費用	4,456	11,175
未払法人税等	44,662	12,641
未払消費税等	15,523	10,013
前受金	14,580	1,620
預り金	4,248	628
賞与引当金	4,883	3,156
流動負債合計	100,105	64,117
固定負債		
繰延税金負債	189	
固定負債合計	189	
負債合計	100,295	64,117
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	80,050
資本剰余金		
資本準備金		79,050
資本剰余金合計		79,050
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	131,688	247,877
利益剰余金合計	131,688	247,877
株主資本合計	132,688	406,977
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	589	68
評価・換算差額等合計	589	68
新株予約権		3,102
純資産合計	133,278	410,011
負債純資産合計	233,573	474,128

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	292,489	459,665
売上原価	84,344	192,518
売上総利益	208,144	267,146
販売費及び一般管理費	1, 2 58,999	1, 2 109,396
営業利益	149,145	157,750
営業外収益		
雑収入	28	
営業外収益合計	28	
経常利益	149,174	157,750
税引前当期純利益	149,174	157,750
法人税、住民税及び事業税	53,435	38,792
法人税等調整額	4,503	2,769
法人税等合計	48,932	41,562
当期純利益	100,241	116,188

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	43,620	46.1	99,573	43.3
経費		20,880	22.1	60,490	26.3
外注費		29,969	31.7	69,829	30.3
当期総製造費用		94,470	100.0	229,893	100.0
仕掛品期首たな卸高				10,125	
合計		94,470		240,018	
仕掛品期末たな卸高		10,125		2,405	
他勘定振替高	2			45,095	
売上原価		84,344		192,518	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
通信費	12,619	41,167
地代家賃	8,260	17,852

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア		32,871
研究開発費		12,224

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,000			31,447	31,447	32,447
当期変動額						
新株の発行						
当期純利益				100,241	100,241	100,241
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計				100,241	100,241	100,241
当期末残高	1,000			131,688	131,688	132,688

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	185	185		32,632
当期変動額				
新株の発行				
当期純利益				100,241
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	404	404		404
当期変動額合計	404	404		100,645
当期末残高	589	589		133,278

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	1,000			131,688	131,688	132,688
当期変動額						
新株の発行	79,050	79,050	79,050			158,100
当期純利益				116,188	116,188	116,188
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	79,050	79,050	79,050	116,188	116,188	274,288
当期末残高	80,050	79,050	79,050	247,877	247,877	406,977

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	589	589		133,278
当期変動額				
新株の発行				158,100
当期純利益				116,188
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	657	657	3,102	2,444
当期変動額合計	657	657	3,102	276,733
当期末残高	68	68	3,102	410,011

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	149,174	157,750
減価償却費	1,614	5,031
賞与引当金の増減額(は減少)	4,883	1,727
売上債権の増減額(は増加)	29,262	62,060
たな卸資産の増減額(は増加)	10,125	7,720
仕入債務の増減額(は減少)	1,629	9,173
未払金の増減額(は減少)	5,690	3,957
未払費用の増減額(は減少)	2,435	6,718
未払消費税等の増減額(は減少)	15,523	5,509
前受金の増減額(は減少)	14,580	12,960
その他	2,885	2,003
小計	155,769	106,092
法人税等の支払額	28,306	70,813
営業活動によるキャッシュ・フロー	127,462	35,278
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	22,062	1,732
無形固定資産の取得による支出		32,871
敷金の差入による支出	9,000	
その他	480	730
投資活動によるキャッシュ・フロー	31,542	33,872
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入		158,100
新株予約権の発行による収入		3,102
財務活動によるキャッシュ・フロー		161,202
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	95,920	162,608
現金及び現金同等物の期首残高	31,577	127,497
現金及び現金同等物の期末残高	1 127,497	1 290,106

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

## 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

## 3 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	6～8年
その他	3～10年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

## 4 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

## 5 収益及び費用の計上基準

開発プロジェクトに係る売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる開発プロジェクトについては工事進行基準(プロジェクトの進捗率の見積もりは原価比例法)を適用し、その他の開発プロジェクトについては工事完成基準を適用しております)。

## 6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

## 7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	6～8年
その他	3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

開発プロジェクトに係る売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる開発プロジェクトについては工事進行基準(プロジェクトの進捗率の見積もりは原価比例法)を適用し、その他の開発プロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
減価償却累計額	1,813千円	5,390千円

(損益計算書関係)

## 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
役員報酬	10,560千円	8,960千円
研究開発費	"	12,224 "
支払報酬料	11,444 "	23,442 "
減価償却費	1,614 "	3,560 "
おおよその割合		
販売費	15%	14%
一般管理費	85%	86%

## 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
	千円	12,224千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10,000			10,000

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10,000	527		10,527

(注) 第三者割当増資による増加 527株

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第5回新株予約権	普通株式		359		359	208
第7回新株予約権	普通株式		877		877	2,894
ストックオプションとしての新株予約権						
合計			1,236		1,236	3,102

(注) 1. 第5回新株予約権及び第7回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 第5回新株予約権及び第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

## 4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金	127,497千円	290,106千円
現金及び現金同等物	127,497千円	290,106千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。外貨建ての投資有価証券については為替の変動リスクに晒されております。

前受金は、営業上の取引による前受であり、将来売上として見込まれるものであります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、社内規定に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等の把握に努め、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	127,497	127,497	
(2) 売掛金	49,982	49,982	
貸倒引当金( )	299	299	
	49,682	49,682	
資産計	177,180	177,180	
(1) 未払法人税等	44,662	44,662	
(2) 未払消費税等	15,523	15,523	
(3) 前受金	14,580	14,580	
負債計	74,765	74,765	

( ) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等、(2)未払消費税等、(3) 前受金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	6,268

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	127,497			
売掛金	49,982			
合計	177,479			

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は業務上の関係を有する株式等であり、発行体のリスクに晒されております。なお、外貨建ての投資有価証券については為替の変動リスクにも晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、社内規定に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等の把握に努め、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	290,106	290,106	
(2) 売掛金	112,042	112,042	
貸倒引当金( )	672	672	
	111,370	111,370	
資産計	401,476	401,476	

( ) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	5,257

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	290,106			
売掛金	112,042			
合計	402,148			

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

## 1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成27年1月31日 第1回新株予約権	平成27年7月1日 第2回新株予約権	平成27年9月1日 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員5名	従業員3名	従業員1名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 144	普通株式 58	普通株式 16
付与日	平成27年1月31日	平成27年7月1日	平成27年9月1日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年2月1日 至 平成36年12月31日	自 平成29年8月1日 至 平成36年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成36年12月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は以下の通りであります。

- a. 新株予約権の割当てを受けた者は、行使時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合等で退任、退職につき正当な理由があると株主総会(当社に取締役会が設置された場合には、取締役会)が認めた場合は行使できるものとする。
- b. 当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、または、当社普通株式の発行済株式総数の50%以上が第三者への一の取引における譲渡の対象となった場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- c. 上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に新株予約権を行使することができる。なお、各新株予約権に割り当てられた新株予約権総数に以下の割合を乗じた新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。また、以下の定めにかかわらず、平成36年1月1日以降は、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権総数の100%を行使することができる。
  - 上場日から1年以内  
各新株予約権者に割り当てられた新株予約権総数の40%
  - 上場日から2年以内  
各新株予約権者に割り当てられた新株予約権総数の60%
  - 上場日から3年以内  
各新株予約権者に割り当てられた新株予約権総数の80%
  - 上場日から3年後の日以降  
各新株予約権者に割り当てられた新株予約権総数の100%
- d. 1個の新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
- e. 新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ストック・オプションの数

決議年月日	平成27年1月31日 第1回新株予約権	平成27年7月1日 第2回新株予約権	平成27年9月1日 第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末			
付与	144	58	16
失効			
権利確定			
未確定残	144	58	16
権利確定後(株)			
前事業年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

## 単価情報

決議年月日	平成27年1月31日 第1回新株予約権	平成27年7月1日 第2回新株予約権	平成27年9月1日 第3回新株予約権
権利行使価格(円)	46,000	46,000	46,000
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

## 3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、類似会社比準方式及びDCF法の折衷方法により算定した価格を勘案して決定しております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 千円

当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 千円

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成27年1月31日 第1回新株予約権	平成27年7月1日 第2回新株予約権	平成27年9月1日 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員5名	従業員3名	従業員1名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 144	普通株式 58	普通株式 16
付与日	平成27年1月31日	平成27年7月1日	平成27年9月1日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年2月1日 至 平成36年12月31日	自 平成29年8月1日 至 平成36年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成36年12月31日

決議年月日	平成28年2月1日 第4回新株予約権	平成28年5月20日 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員7名	従業員5名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 126	普通株式 50
付与日	平成28年2月1日	平成28年5月20日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年2月2日 至 平成36年12月31日	自 平成30年6月1日 至 平成36年12月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は以下の通りであります。

- a. 新株予約権の割当てを受けた者は、行使時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、当社または当社子会社の従業員が定年等の事由により退職した場合等で退任、退職につき正当な理由があると株主総会(当社に取締役会が設置された場合には、取締役会)が認めた場合は行使できるものとする。
- b. 当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、または、当社普通株式の発行済株式総数の50%以上が第三者への一の取引における譲渡の対象となった場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- c. 上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に新株予約権を行使することができる。なお、各新株予約権に割り当てられた新株予約権総数に以下の割合を乗じた新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。また、以下の定めにかかわらず、平成36年1月1日以降は、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権総数の100%を行使することができる。
  - 上場日から1年以内  
各新株予約権者に割り当てられた新株予約権総数の40%
  - 上場日から2年以内  
各新株予約権者に割り当てられた新株予約権総数の60%
  - 上場日から3年以内  
各新株予約権者に割り当てられた新株予約権総数の80%
  - 上場日から3年後の日以降  
各新株予約権者に割り当てられた新株予約権総数の100%
- d. 1個の新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
- e. 新株予約権の質入、担保権の設定その他一切の処分は認めないものとする。

## 3. 権利確定条件は以下の通りであります。

- a. 本新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、平成28年3月1日から平成38年2月28日において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を上記において定められた行使価額にて、行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。  
上記において定められた行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)  
本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記において定められた行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)  
本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記において定められた行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格となったとき。  
本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日として第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が上記において定められた行使価額に50%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回ったとき(ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の当社代表取締役(当社が取締役会設置会社となった場合には取締役会)が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)
- b. 新株予約権者は、上記により本新株予約権を行使しなければならない場合を除き、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上記に定める行使期間内に当社普通株式の発行済株式総数の50%以上が第三者への一の取引における譲渡の対象となった場合、または、当社株主総会(当社が取締役会設置会社となった場合には取締役会)が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができるものとする。
- c. 新株予約権者は、上記の場合にのみ本新株予約権を行使することができるが、当社株主総会(当社が取締役会設置会社となった場合には取締役会)が認めた場合には、当社は、新株予約権者が保有する本新株予約権の全部または一部を30日以内に行使させることができるものとする。
- d. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
- e. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ストック・オプションの数

決議年月日	平成27年1月31日 第1回新株予約権	平成27年7月1日 第2回新株予約権	平成27年9月1日 第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末			
付与	144	58	16
失効			
権利確定			
未確定残	144	58	16
権利確定後(株)			
前事業年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

決議年月日	平成28年2月1日 第4回新株予約権	平成28年5月20日 第6回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末		
付与	126	50
失効		
権利確定		
未確定残	126	50
権利確定後(株)		
前事業年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

## 単価情報

決議年月日	平成27年1月31日 第1回新株予約権	平成27年7月1日 第2回新株予約権	平成27年9月1日 第3回新株予約権
権利行使価格(円)	46,000	46,000	46,000
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

決議年月日	平成28年2月1日 第4回新株予約権	平成28年5月20日 第6回新株予約権
権利行使価格(円)	65,600	300,000
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)		

## 3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、類似会社比準方式及びDCF法の折衷方法により算定した価格を勘案して決定しております。

## 4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	518,306千円
当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,776千円
未払事業税	4,323 "
その他	132 "
繰延税金資産小計	6,232千円
評価性引当額	"
繰延税金資産合計	6,232千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	322 "
繰延税金負債合計	322 "
繰延税金資産純額	5,909千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	37.11%
(調整)	
中小法人軽減税率	0.81%
税額控除	3.08%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.21%
その他	0.63%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.80%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に国会で成立し、平成27年10月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の37.11%から平成27年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.36%に変更されております。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,120千円
未払事業税	1,949 "
その他	423 "
繰延税金資産小計	<u>3,493千円</u>
繰延税金資産合計	<u>3,493千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.36%
(調整)	
中小法人軽減税率	0.75%
税額控除	8.52%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.32%
その他	0.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.35%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.36%から平成28年10月1日に開始する事業年度及び平成29年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%に変更されております。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成27年9月30日)

当社は、本社事務所の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(平成28年9月30日)

当社は、本社事務所の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

当社は、アルゴリズムライセンス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当社は、アルゴリズムライセンス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 【関連情報】

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東京電力ホールディングス株式会社	53,600	
株式会社NTTドコモ	45,000	

(注) 当社は、アルゴリズムライセンス事業の単一セグメントとしているため、セグメント名の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	96,060	
株式会社リクルートホールディングス	52,000	
株式会社電通	46,883	

(注) 当社は、アルゴリズムライセンス事業の単一セグメントとしているため、セグメント名の記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

## 1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	上野山勝也				(被所有) 直接74.0	債務被保証	当社不動産賃 借借契約の債 務被保証 (注)	10,105		

(注) 1. 当社事務所の不動産賃借借契約について債務保証を受けております。また、上記取引金額には年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。  
2. 上野山勝也氏は、平成27年8月25日付で当社取締役を辞任しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

## 1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	上野山勝也			当社代表取締 役	(被所有) 直接51.6 間接25.1	債務被保証	当社不動産賃 借借契約の債 務被保証 (注)	24,120		

(注) 1. 当社事務所の不動産賃借借契約について債務保証を受けております。また、上記取引金額には年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。  
2. 上野山勝也氏は、平成28年6月13日付で当社代表取締役に就任しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	13.33円	38.65円
1株当たり当期純利益金額	10.02円	11.39円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので、記載しておりません。

2. 当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	100,241	116,188
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	100,241	116,188
普通株式の期中平均株式数(株)	10,000,000	10,203,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	133,278	410,011
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		3,102
(うち新株予約権)(千円)	( )	(3,102)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	133,278	406,908
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	10,000,000	10,527,000

## (重要な後発事象)

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

## (重要な新株の発行)

当社は、平成28年10月20日開催の臨時株主総会において、下記のとおり、第三者割当により新株を発行することを決議し、平成28年10月31日に払込を受けております。

1. 発行株式の種類及び数	当社普通株式	178株
2. 払込金額	一株につき	1,400千円
3. 払込金額の総額		249,200千円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額	124,600千円
	増加する資本準備金の額	124,600千円
5. 払込期日		平成28年10月31日
6. 割当先及び割当株式数	株式会社NTTドコモ	107株
	伊藤忠商事株式会社	71株
7. 資金使途		新サービスの研究開発及び当該サービスの製品化等

## (株式分割、単元株制度の採用)

当社は、平成29年5月19日開催の取締役会決議に基づき、平成29年6月7日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

## 1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

## 2. 株式分割の概要

## (1) 分割方法

平成29年6月6日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき1,000株の割合をもって分割しております。

## (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	10,705株
今回の分割により増加する株式数	10,694,295株
株式分割後の発行済株式総数	10,705,000株
株式分割後の発行可能株式総数	40,000,000株

## (3) 株式分割の効力発生日

平成29年6月7日

## (4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出してありますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

## 3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【附属明細表】(平成28年9月30日現在)

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	其他有価証券	C1X.inc	173,977	4,777
計			173,977	4,777

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等	貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	其他有価証券	(新株予約権) 株式会社ピアラ	500	480
計			500	480

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	18,286	1,543		19,830	3,418	2,517	16,412
工具、器具及び備品	2,305			2,305	738	546	1,567
その他	1,768	188		1,957	1,233	512	723
有形固定資産計	22,360	1,732		24,092	5,390	3,576	18,702
無形固定資産							
のれん	2,160			2,160	1,080	432	1,080
ソフトウェア		32,871		32,871	1,455	1,455	31,415
無形固定資産計	2,160	32,871		35,031	2,535	1,887	32,495

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア CELLO開発に伴う増加 32,871千円

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	299	672	299	672
賞与引当金	4,883	3,156	4,883	3,156

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】(平成28年9月30日現在)

## 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	290,106
合計	290,106

## 売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社電通	30,847
株式会社リクルートホールディングス	21,600
東京電力ホールディングス株式会社	18,356
株式会社NTTドコモ	13,111
その他	28,128
合計	112,042

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
49,982	480,794	418,733	112,042	78.9	61.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## 仕掛品

区分	金額(千円)
ソフトウェア開発	2,405
合計	2,405

## 買掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Facebook Japan 株式会社	2,236
外注先(個人10名)	4,035
その他	4,483
合計	10,755

## (3) 【その他】

該当事項ありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月末日まで
定時株主総会	毎年12月中
基準日	毎年9月30日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料 (注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： <a href="https://pkshatech.com">https://pkshatech.com</a>
株主に対する特典	なし

- (注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

### 第三部 【特別情報】

#### 第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有していませんので、該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

## 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年5月13日	上野山勝也	東京都新宿区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社PKSHA Capital(現株式会社LUCE Capital) 代表取締役 上野山勝也	東京都新宿区西五軒町12番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により議決権の過半数を所有されている会社) (注4)	1,968	590,400,000 (300,000) (注5)	当社資本政策上の観点からの移動
平成28年5月13日	山田尚史	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	株式会社PKSHA Capital(現株式会社LUCE Capital) 代表取締役 上野山勝也	東京都新宿区西五軒町12番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により議決権の過半数を所有されている会社) (注4)	672	201,600,000 (300,000) (注5)	当社資本政策上の観点からの移動
平成29年3月27日	株式会社PKSHA Capital(現株式会社LUCE Capital) 代表取締役 上野山勝也	東京都新宿区西五軒町12番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により議決権の過半数を所有されている会社)	株式会社S M B C信託銀行 信託口 12100440 代表取締役 古川英俊	東京都港区西新橋一丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注6)	990	1,386,000,000 (1,400,000) (注5)	取引関係強化のため
平成29年5月31日	株式会社PKSHA Capital(現株式会社LUCE Capital) 代表取締役 上野山勝也	東京都新宿区西五軒町12番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により議決権の過半数を所有されている会社)	NKリレーションズ合同会社 職務執行者 松島陽介	東京都港区麻布十番一丁目10番10号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	990	297,000,000 (300,000) (注7)	当社株式交換特約付社債の償還に伴う交換

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成26年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 株式会社PKSHA Capital(現株式会社LUCE Capital)は、当該移動により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。なお、株式会社PKSHA Capitalは、平成29年6月1日付で、社名を株式会社LUCE Capitalに変更しております。
5. 移動価格算定方式は次のとおりであります。
- DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

6. 株式会社S M B C 信託銀行信託口12100440は、当該移動により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。株式会社S M B C 信託銀行信託口12100440は、未来創生投資事業有限責任組合が委託した信託財産であり、未来創生投資事業有限責任組合の出資者であるトヨタ自動車株式会社との取引関係等強化の一環として、当社株式の移動が行われております。
7. 移動価格は、平成28年4月27日付で、株式会社PKSHA Capital(現 株式会社 LUCE Capital)、山田尚史(現当社取締役)、上野山勝也(現 当社代表取締役)及びNKリレーションズ株式会社(現 NKリレーションズ合同会社)間で締結されております「社債引受及び株主社債権者間契約書」に基づき、平成28年5月13日付で発行された「第1回PKSHA Capital無担保社債(株式会社PKSHA Technology 普通株式交換特約付)」にて定められた交換条件により決定しております。
8. 平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 第2 【第三者割当等の概況】

## 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	株式	新株予約権
発行年月日	平成28年5月13日	平成28年10月31日	平成27年1月31日
種類	普通株式	普通株式	第1回新株予約権
発行数	527株	178株	普通株式 144株
発行価格	300,000円 (注)5	1,400,000円 (注)5	1株につき46,000円 (注)6
資本組入額	150,000円	700,000円	23,000円
発行価額の総額	158,100,000円	249,200,000円	6,624,000円
資本組入額の総額	79,050,000円	124,600,000円	3,312,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	平成27年1月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成27年7月1日	平成27年9月1日	平成28年2月1日
種類	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行数	普通株式 58株	普通株式 16株	普通株式 126株
発行価格	1株につき46,000円 (注)6	1株につき46,000円 (注)6	1株につき65,600円 (注)6
資本組入額	23,000円	23,000円	32,800円
発行価額の総額	2,668,000円	736,000円	8,265,600円
資本組入額の総額	1,334,000円	368,000円	4,132,800円
発行方法	平成27年7月1日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成27年9月1日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年2月1日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約			(注)3

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成28年2月29日	平成28年5月20日	平成28年7月22日
種類	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行数	普通株式 359株	普通株式 50株	普通株式 877株
発行価格	1株につき66,180円 (注)6	1株につき300,000円 (注)6	1株につき300,330円 (注)6
資本組入額	33,090円	150,000円	150,165円
発行価額の総額	23,758,620円	15,000,000円	263,389,410円
資本組入額の総額	11,879,310円	7,500,000円	131,694,705円
発行方法	平成28年2月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成28年5月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年7月14日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)4	(注)3	(注)4

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (3) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (4) 当社が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (5) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成28年9月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
  3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

4. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヵ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
5. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき 46,000 円	1株につき 46,000 円
行使期間	平成29年2月1日から 平成36年12月31日まで	平成29年8月1日から 平成36年12月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき 46,000 円	1株につき 65,600 円
行使期間	平成29年10月1日から 平成36年12月31日まで	平成30年2月2日から 平成36年12月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき 65,600 円	1株につき 300,000 円
行使期間	平成28年3月1日から 平成38年2月28日まで	平成30年6月1日から 平成36年12月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき 300,000 円
行使期間	平成30年7月1日から 平成35年7月21日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

8. 平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を、記載しております。
9. 新株予約権 については、退職等により付与対象者3名119株分の権利が喪失しております。
10. 新株予約権 については、退職等により付与対象者1名31株分の権利が喪失しております。

## 2 【取得者の概況】

## 株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
NKリレーションズ株式会社(注)1 代表取締役 松島陽介 資本金 300百万円	東京都港区麻布十番一丁目10番10号	投資事業	527	158,100,000 (300,000)	当社業務提携先 (注)2

(注) 1. NKリレーションズ株式会社は、平成28年6月28日、合同会社に組織変更を行っております。

2. NKリレーションズ株式会社(現 NKリレーションズ合同会社)は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

3. 平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

## 株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社NTTドコモ 代表取締役社長 吉澤 和弘 資本金 949,679百万円	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	情報・通信事業	107	149,800,000 (1,400,000)	当社業務提携先 (注)1
伊藤忠商事株式会社 代表取締役社長 岡藤 正広 資本金 253,448百万円	東京都港区北青山二丁目5番1号	卸売業	71	99,400,000 (1,400,000)	当社業務提携先 (注)2

(注) 1. 株式会社NTTドコモは、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 伊藤忠商事株式会社は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

3. 平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

## 新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
井上 洋太	東京都世田谷区	会社員	25	1,150,000 (46,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

## 新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
佐野 智章	東京都港区	会社員	16	736,000 (46,000)	当社の従業員
中島 崇	東京都文京区	会社員	11	506,000 (46,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

## 新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
神林 篤	東京都港区	会社員	16	736,000 (46,000)	当社の従業員

(注) 平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

## 新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
下村 勇介	東京都世田谷区	会社員	31	2,033,600 (65,600)	当社の従業員
藤原 弘将	東京都中央区	会社員	31	2,033,600 (65,600)	当社の従業員
吉岡 哲俊	東京都練馬区	会社員	21	1,377,600 (65,600)	当社の従業員 (注) 1
坂本 浩美	東京都練馬区	会社員	16	1,049,600 (65,600)	当社の従業員
石原 響太	東京都文京区	会社員	11	721,600 (65,600)	当社の従業員
橘 秀幸	東京都板橋区	会社員	11	721,600 (65,600)	当社の従業員
佐野 智章	東京都港区	会社員	5	328,000 (65,600)	当社の従業員

(注) 1. 平成28年12月22日開催の株主総会決議により、平成28年12月22日付で吉岡哲俊は当社取締役に就任し、特別利害関係者等(当社の取締役)となっております。

2. 平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

## 新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
松尾 豊	東京都文京区	大学職員	234	15,486,120 (66,180)	当社の社外協力者
佐藤 裕介	東京都港区	会社役員	75	4,963,500 (66,180)	当社の社外協力者 (注) 2
木村 新司	OrchardBoulevard, Singapore	会社役員	20	1,323,600 (66,180)	当社の社外協力者
門永 大介	東京都港区	会社役員	10	661,800 (66,180)	当社の社外協力者
杉山 慶人	東京都渋谷区	個人事業主	10	661,800 (66,180)	当社の社外協力者 (注) 1
森川 直輝	東京都中央区	個人事業主	5	330,900 (66,180)	当社の社外協力者
岡山 潤	東京都港区	個人事業主	5	330,900 (66,180)	当社の社外協力者

(注) 1. 平成28年10月1日付で杉山慶人は当社の従業員となっております。

2. 平成28年12月22日開催の株主総会決議により、平成28年12月22日付で佐藤裕介は当社監査役に就任し、特別利害関係者等(当社の監査役)となっております。

3. 平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

## 新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
安野 貴博	東京都文京区	会社員	15	4,500,000 (300,000)	当社の従業員 (注) 1
三代 貴洋	東京都品川区	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社の従業員
伊吹 斉智	東京都目黒区	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社の従業員
深井 聡	東京都港区	会社員	10	3,000,000 (300,000)	当社の従業員
土屋 祐一郎	東京都北区	会社員	5	1,500,000 (300,000)	当社の従業員

(注) 1. 平成28年10月3日付で安野貴博は、株式会社BEDORE(当社連結子会社)の代表取締役役に就任し、特別利害関係者等(当社子会社の代表取締役)となっております。

2. 平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

## 新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
浅利 圭佑	東京都品川区	公認会計士 税理士	877	263,389,410 (300,330)	当社の社外協力者 (顧問税理士)

(注) 1. 当社の顧問税理士であり、「単独運用・特定金外信託(PKSHA Technology新株予約権信託)」の受託者として、発行しております。

2. 平成29年5月19日開催の取締役会決議により、平成29年6月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

## 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
上野山 勝也 1 2	東京都新宿区	5,432,000	44.58
山田 尚史 1 3	東京都港区	1,780,000	14.61
NKリレーションズ合同会社 1	東京都港区麻布十番一丁目10番10号	1,517,000	12.45
株式会社SMB C信託銀行 信託口12100440 1 4	東京都港区西新橋一丁目3番1号	990,000	8.12
浅利 圭佑 5	東京都品川区	877,000 (877,000)	7.20 (7.20)
株式会社LUCE Capital 1 6	東京都新宿区西五軒町12番1号	660,000	5.42
松尾 豊 1	東京都文京区	267,000 (234,000)	2.19 (1.92)
佐藤 裕介 1 7	東京都港区	125,000 (75,000)	1.03 (0.62)
株式会社NTTドコモ 1	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	107,000	0.88
伊藤忠商事株式会社 1	東京都港区北青山二丁目5番1号	71,000	0.58
銭 鋳 1	東京都渋谷区	50,000	0.41
下村 勇介 9	東京都世田谷区	31,000 (31,000)	0.25 (0.25)
藤原 弘将 9	東京都中央区	31,000 (31,000)	0.25 (0.25)
井上 洋太 9	東京都文京区	25,000 (25,000)	0.21 (0.21)
佐野 智章 9	東京都港区	21,000 (21,000)	0.17 (0.17)
吉岡 哲俊 3	東京都練馬区	21,000 (21,000)	0.17 (0.17)
木村 新司	Cove Grove Singapore	20,000 (20,000)	0.16 (0.16)
神林 篤 9	東京都千代田区	16,000 (16,000)	0.13 (0.13)
坂本 浩美 9	東京都練馬区	16,000 (16,000)	0.13 (0.13)
安野 貴博 8	東京都港区	15,000 (15,000)	0.12 (0.12)
長山 大介	東京都渋谷区	15,000	0.12
石原 響太 9	東京都文京区	11,000 (11,000)	0.09 (0.09)
橘 秀幸 9	東京都板橋区	11,000 (11,000)	0.09 (0.09)
中島 崇 9	東京都文京区	11,000 (11,000)	0.09 (0.09)
伊吹 斉智 9	東京都目黒区	10,000 (10,000)	0.08 (0.08)
杉山 慶人 9	東京都台東区	10,000 (10,000)	0.08 (0.08)
深井 聡 9	東京都港区	10,000 (10,000)	0.08 (0.08)
三代 貴洋 9	東京都品川区	10,000 (10,000)	0.08 (0.08)
門永 大介	東京都港区	10,000 (10,000)	0.08 (0.08)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
土屋 祐一郎 9	東京都北区	5,000 (5,000)	0.04 (0.04)
岡山 潤	東京都港区	5,000 (5,000)	0.04 (0.04)
森川 直輝	東京都中央区	5,000 (5,000)	0.04 (0.04)
計		12,185,000 (1,480,000)	100.00 (12.15)

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 「氏名又は名称」欄の 番号は、次のとおり株主の属性を示しております。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10名)
- 2 特別利害関係者等(当社の代表取締役)
- 3 特別利害関係者等(当社の取締役)
- 4 未来創生投資事業有限責任組合が委託した信託財産であり、未来創生投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び運営者はスパークス・グループ株式会社であります。また、議決権行使に関する指図権者兼未来創生投資事業有限責任組合に係る投資一任業者は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社であります。
- 5 当社の顧問税理士であり、「単独運用・特定金外信託(PKSHA Technology新株予約権信託)」(第7回新株予約権)の受託者であります。
- 6 特別利害関係者等(当社の代表取締役の資産管理会社)
- 7 特別利害関係者等(当社の監査役)
- 8 特別利害関係者等(当社子会社の代表取締役)
- 9 当社及び当社子会社の従業員

3. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年8月10日

株式会社PKSHA Technology  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 筆 野 力

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社PKSHA Technologyの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社PKSHA Technologyの平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年8月10日

株式会社PKSHA Technology  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 筆 野 力

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社PKSHA Technologyの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社PKSHA Technologyの平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年8月10日

株式会社PKSHA Technology  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 筆 野 力

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、「経理の状況」に掲げられている株式会社PKSHA Technologyの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年10月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社PKSHA Technology及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。